

AM13
311
17

康德八年度

全國聯合協議會議案
(日文)

滿洲帝國協和會



0008445-000

AM13-311-17

全國聯合協議會議案 (日文)

滿洲帝國協和會

康德八年度

[1941]

ABH

字句挿入表

挿入箇所	挿入字句
第五〇頁 第三行目	12 農産物増産に関する件(興東)
第五一頁 第九行目	13 配給の適正化に関する件(興東)
第八一頁 第一四行目	12 農産物増産に関する件(興東)
第八四頁 第一五行目七、(北安)ノ下	(興東)
第八七頁 第一四行目(東安、濱江、北安)ノ下	(興東)
第九三頁 第一四行目	43 配給の適正化に関する件(興東)
第九八頁 第一八行目(熱河、吉林、通化百都)ノ下	(興東)
第九九頁 第一行目(熱河、吉林)ノ下	(興東)
第一〇〇頁 第六行目(黒河、北安、牡丹江、通化)ノ下	(興東)
第一〇二頁 第二行目(通化)ノ下	(興東)
第一〇二頁 第七行目(吉林)ノ下	(興東)

AM13
311
17

目次

一、建國精神の顯揚に関する事項(第一部)

一、建國精神の顯揚に関する事項(第一部)

二、建國精神の顯揚に関する事項(第二部)

三、建國精神の顯揚に関する事項(第三部)

四、建國精神の顯揚に関する事項(第四部)

五、建國精神の顯揚に関する事項(第五部)

六、建國精神の顯揚に関する事項(第六部)

七、建國精神の顯揚に関する事項(第七部)

八、建國精神の顯揚に関する事項(第八部)

九、建國精神の顯揚に関する事項(第九部)

十、建國精神の顯揚に関する事項(第十部)

AM13
311
17



80W23876

目次

一、日本国憲法の意義と國民意識の醸成に関する件（三三）

- 一、日本国憲法の意義と國民意識の醸成に関する件（三三）
- 二、地方自治の推進と國民意識の醸成に関する件（三三）
- 三、建設的國民意識の醸成に関する件（三三）
- 四、建設的國民意識の醸成に関する件（三三）
- 五、建設的國民意識の醸成に関する件（三三）
- 六、建設的國民意識の醸成に関する件（三三）
- 七、建設的國民意識の醸成に関する件（三三）
- 八、建設的國民意識の醸成に関する件（三三）
- 九、建設的國民意識の醸成に関する件（三三）
- 十、建設的國民意識の醸成に関する件（三三）

二、日本国憲法の意義と國民意識の醸成に関する事項（第一部）

目次

一、國本奠定の本義普及徹底に関する件（濱江、黒河）……………一
二、開拓神社建立に関する件（三江）……………二
三、協和會運動の徹底強化に関する件（奉天、四平、首都）……………三
 1、建國精神の昂揚並に國民訓練の徹底に関する件（首都）……………三
 2、會運動徹底に関する件（奉天、四平）……………三
 3、青年自興運動の促進徹底に関する件（首都）……………三
四、聯合協議會の運営強化に関する件（奉天）……………九
五、官民一體々制具現に関する件（奉天、四平）……………一
六、學校教育振興に関する件（北安、熱河、通化）……………二
七、教科書及參考書に関する要望に関する件（北安、奉天、通河、熱河）……………四
八、鮮系學校教育改善に関する件（通化、奉天）……………五
九、師道教學刷新に関する件（四平）……………七
一〇、國軍入隊者及家族に對する感謝慰安日設定の件（間島）……………九
一一、國民體位向上に関する件（奉天、首都）……………〇
一二、漢方醫術の積極的育成利用に関する件（興北）……………一

一三、長白山國立公園並に國立輯安古墳博物館設置に關する件(通化)……………二二
 一四、共同墓地制實施に關する件(安東)……………三三

第一號 國本奠定の本義普及徹底に關する件

- (1) 濱 江省聯合協議會提出
- (2) 黑 河省聯合協議會提出
- (3) 首 都省聯合協議會提出

理 由

謹んで惟ふに
 皇帝陛下には我が建國の淵源と國運の興隆とは一に
 天照大神の神靈の御加護と大神の一系にまします 日本天皇陛下の保祐の致す所と深く宸念遊ばされ客歲御訪日回鑾後、建國
 神廟を御創建

天照大神を建國の元神として御奉祀遊ばされ國本を惟神の道に尊め國綱を忠噴の教に依るの國本を御垂示遊ばされたり。
 我等協和會員は聖旨を奉體服膺して行往坐臥反省精進を怠らず、建國精神を護持すべき協和會は畏み國本に遵ひて國民を教化
 啓導して其の歸一することを明認確信せしむるの責を有す。故に神廟及國本奠定詔書の趣旨を普及徹底するの途を講じ、國
 民信仰に立脚せる國家觀念、國民思想を確立して學國聖業を翼贊し以て神德聖慮に應ふるを要す。

辦 法

一、神廟創建の趣旨を凡有る方法を以て普及徹底すること。

例へば

(イ) 建國の元神奉祀の意義を教科書に編入する外、建國の本義に基く教學の根本的確立。

- (ロ) 毎年七月十五日を中心前後國本奠定詔書記念週間とし詔書の趣旨を國民に徹底す。
- 二、建國神廟の御分身を奉戴して各縣に建國分廟を設置すること。
 - 三、在滿神社の名稱を神廟と改め以て元神を奉祀するに、或は神廟、或は神社と名稱を異にするが爲め招き易き思想的混亂を除去し、且つ民族的團結を愈々強固ならしむ。

第二號 開拓神社建立に關する件

三江省聯合協議會提出

理由

第一次、第二次の武装移民團が幾多の危難と戦ひつゝ、北滿の僻地に開拓の第一步を印せしより十年、其の間種々の苦難を克服し、今日の發展を見るに至りしは開拓創始の先賢東宮大佐殿を初め、飯塚少將閣下等捨身報國血を以て御指導と、幾多忠勇の拓士が之に従ひ勇奮苦闘之に邁進したる結果にして、我等は衷心より深く感謝を捧げ自戒自奮以て之等先賢犠牲者の遺業を永く後世に傳へその發展に盡力すべきなり。斯くて今日既に彌榮、千振を初め各地に其の偉業を讀へ、之を敬仰し自戒自奮の責たらしめんが爲め拓魂碑の建立を見んとする氣運に向ひつつあり、蓋し大陸政策、今日の興隆に至りしは獨り人力の克く之を成せし處にあらず、祖宗神冥の御加護、皇宗の御稜威の然らしむる所にして我等國民の一日も之を忽がせにすべからず。今や時局愈々多難錯綜を極むる秋に當り、東亞共榮圈の根幹をなす大陸政策、開拓事業を益々鞏固ならしめ之が達成を期する爲め、大陸政策開拓事業の達成を祈願し、協力一致全力を傾注すべきは勿論、愈々神冥の御加護を祈り、皇宗の御稜威の顯現にたとむると共に、開拓民の心的據點を打ち立つる爲め、開拓十周年記念を期し、開拓神社の建立を切願する次第なり。

辦法

一、建立地域 樺川縣彌榮村

一、豫算概要 三十五萬圓

一、造 營 物 神社奥殿、神社拜殿、附屬社務所

一、一般勞力を以て奉仕し得る最大範圍の協力を各開拓團に於て適當に供與するものとす。

第三號 協和會運動の徹底強化に關する件

1、建國精神の昂揚並に國民訓練の徹底に關する件(首都)

2、會運動徹底に關する件(奉天、四平)

3、青年自興運動の促進徹底に關する件(首都)

理由

我が建國の大義は國本奠定詔書に御明示せられある如く、惟神の大道に基き八紘一字具現の第一歩として國造りせられたるものにして、我が建國の完成は東亞全同胞の安危に直接影響を及ぼすのみならず、萬邦維新の成否に關係するものなり。

然るに建國既に十年に垂んとするも、建國の理想は素より高遠にして、之が具現の爲には此の際更に一層の精進努力を要し、猛省一番、至誠奉公以て聖旨に副ひ奉るべきなり。

今や時局は愈々緊迫し、世界は擧げて動亂の渦中にあり、この超非常時局に臨み、盟邦日本一體、東亞の樞軸たる我が國の使命は彌々重大にして、國を擧げて建國の眞義に基きたる確固不動の信念を培ひ、以て四千萬一心の國民組織の完成に邁進せざるべからず、其の重大使命を達成すべき吾が協和會の責任大なりと云ふべし。

然も協和會の根本精神は曩に關東軍司令官の聲明により瞭かなる如く、其の使命は創立當初既に決定し居り、之が具體的運動

方針は常に全聯に於て叫ばれ、昨年「協和會は法的根據を與へよ」との議題の下に會に確固不動の國家的地位を確立し、以て更に會運動の振起作興を期したが如く、會員の熱誠や實に烈々たるものありと雖も、輒近一部に漸く會運動に馴れ、或は倦み、其の熱意を缺き、甚だしきは無關心の風潮すら生じつゝあるは吾人の深く憂ふる所とす。其の因由多々あるべきも、特に過般實施されたる會務機構の改革は政府と會との密接なる關係を齎らし得たりと雖も、其の廣範圍に亘る人事の異動は却つて適材を失ひ、協和會を實質的に弱し、其の指導力を低下せしめ、爲に會運動の萎微を來したるものなしとせず、會員の自主的活動未だ期し得ざる實情を惟へば會務機構の充實は特に考慮を要すべく非常時局に際會し、上述の使命達成の爲め翻然其の機構の是正をなし、其の指導力の増強を圖る要ありと信す。

會務機構の指導力の強化と併せ考慮すべきは中堅會員の養成訓練なり。特に協和會精神の最高熱烈なる體得者たるべき官吏、會社員の會運動に於ける責務は重大なるものあるに不拘、中には建國の熱意を缺き、行事等の會運動の卑近なる實踐に對してすら無關心なるを寧ろ當然なるが如き態度を示す者なきにしもあらず、現状の如く官民一體國策を遂行すべく、行政の日常生活に對する積極的指導を期待せらるる時期に當り、斯くの如きは甚だ寒心に堪へざるころにして、宜しく其の養成訓練を徹底強化し、以て眞に一般國民の指導者たらしむる要ありと信す。

時や今世界動亂の渦中において東亞共榮圈を確立せんるとき、敍上の如き事情によりて協和會運動の發展を阻害せらるゝこととあらば、邦家の爲め惜しみても餘りありと云ふべし。今にして深く之を省察し、其の大本をたて、協和會運動の徹底強化を計り、明年に控へたる建國十周年を期全國に一大國民運動を振起し、以て建國精神を更に一層顯揚すべきなり。

辦法

一、協和會を基本法に明定すること

協和會が單なる行政的手段、特定の政策遂行のため、或は時局の要請の下に一時的方便として存立するものに非ずして、吾

國の獨創的政治的特質として設立され、恒久的國防國家體制確立のため要請さるる機構たれば、之を内外人に理解せしめ、苟くも其の存立に疑ひを挾ましむることなきやう基本法中に明文を以て之を示すこと。

二、協和會運動の重點的強化

(一) 建國精神の徹底(首都)

- 1、建國神廟創建の意義を凡ゆる方法を講じ之が徹底を圖ること。
- 2、協和會各級本部の役員及分會役員は勿論、官吏の任命に際して嚴格なる調査に基き、眞に國民指導者たるの人物を以てし、苟くも建國精神の缺けたる者の如きは絶対に排除し、會活動の徹底的強化を圖ること。
- 3、反國家思想の撲滅の爲め言論、出版物に對する警察取締の徹底的強化と共に建國精神の積極的顯揚を圖り、以て之を根本的に掃滅すること。
- 4、隣組運動を通じ國民精神を鍛鍊すること。即ち隣組は第一に國民陶冶修練場としての使命を有し、日常生活を通じて個人主義、自由主義の徹底的撲滅を敢行すべきものにして、之が根本理念を明確にし、全國民を建國精神に集中歸一せしむること。

(二) 國民の國策遂行指導(奉天)

刻下變轉極まりなき國際情勢下に於て、續出する國家諸政策及社會施設に對し一般國民は其の本旨を諒解し難く、爲に民族的感情を排除し感激を以て國策に協力し得ざる恨みなしとせず、故に會は常に國家當面の最大重點と其の方向とを地方に滲透し得る様明示すること。

- 1、この爲め會を通じ政府の指示する各政策の根本目的並に其の重點を表明し國民の理解に努めしむること。
- 2、旬報記載事項を系統組織、隣保組織の指導者(班長、組長)を通じ敷衍すること。

3、各級本部委員、分會長、常務員會に於いて盛んに國策に關する指示説明を行ひ、之れを下部に滲透する如く努むる
こと。

三、會務機構の充實

(一) 二位一體制の本旨の發揚(奉天)

二位一體の實を擧げ、單なる政府と協和會の慣れ合又は表面的一體に陥らしむることなく、其の責任の所在を明確にする
こと。

1、正副市、縣長にして正副市、縣本部長たるの成績惡き者は之れを交替し、又は其の功績調査は常に兩者の合議とする
こと。

2、市、縣本部委員會にして、官吏たる者多き節は、特に協和會の委員たる意識の下に會議を進行せしめ、苟くも官吏の
みの會議なるが故にこの會議を不必要とし、又は市、縣公署の一會議たらしむる如き誤りに陥らしめざること。

(二) 會務職員の充實(奉天)

地方分會運動は未だ啓蒙指導の域を脱せず、從つて之が指導力を有する會務職員の充實をなすこと。

1、今次機構改革に伴ふ人事交流に於ては、指導力ある職員を多數外部に出し、會自體を弱體化せしめたること明かな
り、これを是正するやう有力職員の補充をなすこと。

2、地方行政機關より常勤の兼務職員を出すこと。

3、大同學院卒業生の配置を確實ならしむること。

四、官吏會社員並に中堅會員の鍊成

1、官吏は名實共に會精神の最高熱烈なる體得者たらしむべく、其の採用、指導、訓練、配置等には一假と工夫を拂ひ、又

地方官廳をして會運動の指導的模範を表示する様努むること。

(イ) 大同學院卒業生は必ず一應協和會に配屬せしめること。

(ロ) 官廳分會の確立を計り、特に官吏は國民隣保組織に於て指導的役割を果たすこと(奉天)

2、國策業務擔當者の綱紀を肅正し、業務遂行に當り、若し失態あらば藉口轉責することなく、潔く自らその道義責任を
執ると共に、一方政府は監察、取締り制度を強化し、信賞必罰を明確にし、道義立國の實相を顯かにし、民心の歸趨する
所を知らしむること(首都)

3、本年四月一面坡に於て實施せる特殊會社新採用職員の合同訓練(本年は專門學校以上卒業者約八百名を訓練せり)は更
に之を強化擴充し、官吏、民間會社員にも及ぼし、且つ合同訓練本部を協和會中央本部内に會合に基く恒常的機關として
設置すること(首都)

4、祝祭日、紀念日は嚴肅なる行事、勤勞奉仕其他に依り其の意義を徹底し、單なる休日の如き考へ方は一掃すること。
且つ又官廳及協和會本部の土曜日、半休制度の如きは速かに廢止し、國民生活の範を示すこと(首都)

5、官廳、會社は協和會運動を公務として官吏、社員の運動を指導獎勵し、行事等には進んで参加せしめ、運動實績を考科
の重要な一項として重視すべし(四平)

6、一般會員に村しても行事の國民訓練的意義を強調して進んで之に参加し、以て團體訓練と精神訓練に活動するが如く誘
導すること。(四平)

7、官廳、特殊會社の職員に對する國民的、思想的、猛訓練を一層強化すると共に、之と相並んで一般國民を對照とする中
堅國民訓練所を設置し、一般國民の中堅分子を入所せしめ、適當の方法に依り訓練すること、協和會自體は凡ゆる官廳、
會社、一般國民の有力者に對し、尙一層緊密なる連絡を取り會運動を積極化せしめること(四平)

五、青年自興運動の促進徹底（首都）

青年自興運動の本義並に實踐要綱に就きては、既に昨年度全國聯合協議會に上程協議したる所にして、要は現下世界史轉換の重大時機に於て青年が斯くの歴史的使使命の負托に堪ふる氣宇、操節を備へ、剛健雄偉なる國家人たるべく、自己修鍊するを以てその本義とするものなり。

即ち換言せば、協和會活動、分會活動の中核推進力としての實體を培ひ、會活動の一大活潑化を圖らんとするものなり。

首都に於ける青年自興運動が提唱、實踐されてより既に一年、自興隊準備隊の結成強化、研鑽會の續行、青年獨身寮聯合機運の促進、特殊會社新採用職員の合同訓練の實施、修養講座の續行等々多角的にして統一ある綜合的運動を展開し、着實濃厚なる歩みを續け來りたり。

而して今や本運動は獨り首都のみに止まることなく、全国各地に澎湃たる青年自興の一大潮流が巻き起らんとしつつあり。茲に於て既定實施要綱に基き、一層積極的な實踐を期し、更に左記辦法を添へ明年建國十周年に當り、本運動の劃期的進展を期待し、諸先覺の指導鞭撻と全國青年の奮起を望むや切なり。

1、青年自興懇談會の設置

(イ) 中堅青年の代表を以て構成すること。

(ロ) 年一回定例会議を開催すること。

(ハ) 全滿各地（協和會市、縣、旗本部單位）に設置すること。

但し全滿一律に設置不能ならば主要都市を重點とし設置すること。

(ニ) 主要都市聯合懇談會を設置すること。

(ホ) 懇談會の懇談内容は青年問題を中心とし、聯合協議會と重複するが如き運営をなさざる様留意すること。

(ヘ) 其の他運営の方針、具體的方法に就きては中央本部に於て企畫研究すること。

2、青年修鍊集合所の急設

青年の爲めの健全なる集合所、或は修練所を施設し、青年を取巻く環境を淨化することは青年運動進展上特に考慮を拂ふべきものと思料す。

勿論施設の有無を以て青年の自興の成否を云々するが如き薄弱なる觀念は一掃すべきも、一般青年層の爲め之を引上げる過程として、親心を以て誤りなき環境を與へるを適當なりと思料され、この引上げる力と自興する力との兩者が渾然一體となりて青年自覺作興の彼岸に到達すべきものなり。

現下建築資材難の時に於て、之が建築は相當の困難ならんも、本目的の重要性に鑑み特別の考慮をなし、明年に於ける建國十周年記念事業として全滿主要都市に本施設の完成を期す様切望す。

六、國外團體との提携（奉天）

現下吾國の凡有國策及協和會現象は當然日本及中華民國との一環的關係を有するものなるにつき、會は兩國と常に連繫を取り、大東亞共榮圏の建設的陣容を強化し、民族指導を確立すること。

1、會員は常に國際知識、特に東亞共榮圏確立に關する理解と意義を把握せしむること。

2、中央本部に東亞部又は局を置き、運動並に思想の研究を行はしむること。

3、日本、滿洲及中國を中心に共榮圏内各國代表者を以て東亞共榮圏連絡會議を開催すること。

第四號 聯合協議會の運営強化に關する件

奉天省聯合協議會提出

理由

宣徳達情は吾が協和會の重要使命の一にして、會運動作興の爲にも、又吾國政治の特質を發揮するためにも、聯合協議會の振興は一段と工夫考慮を拂はざるべからず、從來の如き會期及豫算に制約され充分なる協議を行ひ得ざる弊を改め、名實共に聯合協議會の内容を充實し、獨創的王道政治を確立すべし。

辦法

- 一、聯合協議會の地位を確立し、各級本部委員會との關係を明確にすること。
- (イ) 聯合協議會を會の最高意思の決定機關とし、會の大方針を決定する會議たらしむること。
- (ロ) 各級本部委員會は右大方針に則る運動の執行機關とすること。
- (ハ) 然して各級本部は委員會の指示を受け、運動を實施指導する機關とすること。
- 二、會期を延長すること。
- (イ) 市、縣、旗聯は二日乃至四日とすること。
- (ロ) 省聯は四日乃至八日とすること。
- (ハ) 全聯は十二日とすること。
- 三、代表の選出に工夫を拂ふこと。
- (イ) 各級聯協代表協議員には、適時當該協議事項に關し意見又は知識を有する代表を選出せしむることとす。
- (ロ) 代表には待遇(名譽職名)を與へる代り、運動實施の責任を有たしむるやう工夫すること。
- 四、豫算を増額すること。
- (イ) 會期延長又は代表選出方法改善に伴ひ豫算の増額を必要とす。

聯協豫算を會全體の豫算の中重大項目とし、他の運動の支出を縮小するとも本豫算の確立をなすこと。
(ロ) 政府と申合せ、青少年又は奉公隊の補助金同様地方費より本聯協費の補助支出を計ること。

第五號 官民一體々制具現に關する件

吉林省聯合協議會提出

理由

世界狀勢の轉變極まりなき現時局下において、吾が滿洲國は盟邦日本と一體となり、東亞共榮圈確立の急務を國是とし、高度國防國家建設に邁進しつゝあり、此の間に處し我等官民一體協力以て大使命翼贊の誠を致さざるべからず然も建國未だ日淺く、各般の整備不充分なる現狀に於ては、更に一層の奮勵努力を以て速かに官民一體々制を具現し、國家總動員の實を發揮するの要切なるものと信ず。

辦法

一、官民一體的精神動員の實施

- 1、官吏の待遇を改善して其の質的向上を圖り、教養訓練を徹底して減私奉公の實を發揮せしめ、以て政府に對する國民的信頼を強化すること。
- 2、建國精神を普及徹底し、國家觀念を強固ならしめ、以て國民意識の昂揚に努むべきこと。
- 3、建國精神に立脚して國民思想を統一し、敵性國の思想謀略に惑亂せられざる如く確固不動の信念を確立すること。
- 4、官尊民卑の陋習を一掃し、官民總力を結集して時艱を克服すること。

二、行政組織の綜合化、機能の一元化

1、行政機構を實情に即して簡素化し、機能を綜合一元化して指導力を強化すること。
2、各種法規の制定改廢をなるべく避け、事務手續を簡素にして國民生活に與ふる不便を一掃し、上意下達の徹底を圖ること。

三、國民隣保組織運営の合理化

1、國民隣保組織を急速に確立して行政滲透と下意上達を圖り、國民の實踐力を組織的に總動員すること。
2、地方自治觀念の育成指導。

四、下級官吏の素質向上

- 1、給與の改善
- 2、訓練の徹底
- 3、綱紀肅正、信賞必罰

第六號 學校教育振興に關する件

- (1) 北 安省聯合協議會提出
(2) 熱 河省聯合協議會提出
(3) 通 化省聯合協議會提出

理 由

我國近年入學志願者の激増する傾向は、之を今日優良なる中堅青年の益々必要とせらるる現状より見て眞に國家的一大進歩として歓迎すべき所なるも、學校施設の不備不足は到底之等多數なる向學青年子女を收容する能はず、一部資力ありて他に負笈し得るものを除き、大多數の子女は心ならずも學を諦め、身の不運をかこつ他方途無き實狀にあるは眞に國家的最大遺憾事と

云はざる可からず。

茲に學校經費の一部増強に關し一案を提すれば、我國に於ける一般中學校授業料は民生部規程により月額三圓以下と定めあるも、國民經濟力の増大せる今日、之が或程度の増額による學校辦公費の自給自足敢て困難ならず、而も斯くすることによりて人物不足に困惑しつつある師道學校進學者をも確保し得て實に一舉兩得の策なりと稱し得べし。

尙初等學校の新增設は刻下の急務にして、之が經費の不足に就ても、亦其の授業料の増額による幾分の充實を期し得らるべしと思料す。

本省學校教育の現状斯くの如く、若し之が方策を樹立實施すること無くして荏苒年を経んか、本省の堅實なる發展は遂に之を期し得べくも非ず、仍つて學校教育の増強に關し特に要望す。

一方昨年九月全國の青少年五萬名を新京に動員し、勇躍無比なる動員大會を開催し、一般青年は眞に血湧き肉躍り、君國の爲に死を誓ひ、青年の旺盛なる勇氣を發揮したり。依つて全國教職員も之れに倣ひて動員大會を開催し、教育精神を昂揚せしめ、弛緩せる教員の氣風を作興せしむるは我國今後の教育行政上最重要事たる可し。

辦 法

- 一、中等學校の新設及入學希望者の八〇%程度迄收容し得る如く學級の増加をなすこと(克山、海倫)
- 二、師道學校の増設及女教員養成所を新設すること(克山)
- 三、實務科擔任教師の養成數を増加すること(克山)
- 四、學校豫算の査定に當りては、北邊地帯の如き財政困難なる地方に對しては特に考慮し、國庫補助を潤澤ならしめ、以て教育施設の増強を圖ること(克山、嫩江)
- 五、中等學校の授業料を月額五圓、初等學校の授業料を月額一圓とすること(海倫)

- 六、教師の待遇を是正すること（熱河）
- 七、義務教育の實施は近き將來に斷行さるべきも、其の前進段階として協和會員子弟を義務的に就學せしむる様取計られんことを希望す（熱河）
- 八、毎年全國教職員動員大會を開催すること（通化）

第七號 教科書及參考書に關する要望の件

- (1) 北 安 省 聯 合 協 議 會 提 出
- (2) 奉 天 省 聯 合 協 議 會 提 出
- (3) 通 化 省 聯 合 協 議 會 提 出
- (4) 熱 河 省 聯 合 協 議 會 提 出

理 由

我國教科書の内容及配給に關しては漸次之が改善を見つつありと雖も、猶甚だ不完全不圓滑な所が多く、教育の前途に惡影響を及ぼすこと尠からず、特に國民教育の重要性を考慮の上、從來の缺陷を打開する爲め關係機關を督勵し、以て教科書參考書の内容改善及配給の圓滑化を圖られ度し。

辦 法

- 一、滿洲圖書配給會社を増資増員し、以て其の印刷能力の増大を計り配給を圓滑にすること（北安）
- 二、各縣教育機關より提出せし所要量に對し要求通り迅速且つ正確に發給すること（北安）
- 三、民生部當局は配給擔當者を嚴重に監督すること（北安）
- 四、帝國教育會編纂部は各學校各科目に亘り普遍性ある參考書を編纂すること（北安）

- 五、參考用書類、編纂部數は教師各個人用に足らざるは止むを得ざるも、各學校用に應じ得る程度とし、各學校に於ては備品圖書として購入し以て教師の參考用となすこと（北安）
- 六、國民學校初等級の教科書を平易化し實用に資すること（奉天）
- 七、未發行教科書を速かに編纂發行すること（奉天）
- 八、教科書の配給につき特に考慮を拂ひ圓滑にすること（奉天）
- 九、兒童の心理に適合せる如く字句及内容を短縮する様刷新すること（通化）
- 一〇、一課題中の分量を減少すると共に、之が内容を終始一貫せる如く考慮すること（通化）

第八號 鮮系學校教育改善に關する件

- (1) 通 化 省 聯 合 協 議 會 提 出
- (2) 奉 天 省 聯 合 協 議 會 提 出

理 由

一、鮮系學校の教育方針に付きては、現在在滿半島人は等しく帝國臣民たると共に、滿洲國民たる本質の下に在滿内地人學校並に滿鐵沿線にて滿洲國への移管を保留せられたる半島人學校同様に一元的教育方針を採られんことを希望すると共に、尙半島に於ては内鮮一體の精神の下に内地人同様の教育が施され、義務教育方針も研究されつつある今日、在滿百五十萬の半島人にも同歩調を採る可きものと思料す。

二、現在學童に對する諸設備は第二國民養成の見地より不完備にして遺憾の點不尠なるものあるも、特に圖書或は被服等は日々の勉學に直接關係を有するにも拘らず、現在使用中の教科書紙質は非當に粗惡にして學童をして取扱ひ丁寧に注意させ居

るにも拘らず、一ヶ年を経ずして破損し或は文字の消滅するものあり。

在滿鮮系學校用教科書は、朝鮮總督府編纂のものを民生部にて委託印刷したるものなるが、其の中下級生讀方、理科書の如きは色刷されず、教授の際不便不勤。

現在兒童教育上學習帳不足或は未配給にして學習上多大なる不便多く、更に兒童の履物、衣服用地配給無き爲め、服裝不統一にして教練、團體行動に際し不便を來たし、教育的効果少く、將來を考慮する時頗る遺憾なるに付き一般書籍配給と別個に考慮し、兒童教育の萬全を期せざる可からず。

三、我國內鮮系初等教育施設中、安東、奉天、撫順、鐵嶺、營口、四平街、開原、新京、哈爾濱の大都市十四校は在滿大日本帝國大使館教務部に移管され、朝鮮同様に教育を受け居るも、その他全滿に散在する鮮系教育は之と異り、或は組合立あり、或は街村立ありて何れも其の施設を比較するに格段の差あり、如斯く甚だしき差異を生ずるは誠に遺憾と云ふべく速かに之が對策を講ぜられたし。

辦 法

- 一、在滿內地人學校並に滿鐵沿線保留學校と一元的教育方針に改善せられ度し。
- 二、學期學年末を内鮮滿統一して轉入學の圓滑を圖ること。
- 三、教科書の内容は日本帝國臣民たると共に、滿洲國民たる自覺を促進する意味に根本精神を置かれ、鮮滿一如と協和精神を強調する方針を採られて其の内容を改善せられ度し。
- 四、鮮系用教科書にして滿洲國內に於て編纂不可能なる場合は、日本内地又は朝鮮に代理編纂を委託し、以て配給上遺憾なきを期すること。
- 五、既に廢止されたる教科書を再び配給せざること。

六、學習帳、兒童用紙類の一手販賣を行はしめ、街或は村單位に使用量を調査し所要量を確保せしむること。

七、小學兒童用運動靴、洋服地の配給を爲すこと。

八、下級生讀方、理科書には色刷を實施すること。

九、教科書用紙の紙質改善を圖ること。

一〇、現在の各縣學校組合を強力化し、經常費に於いて政府補助金、先年日滿協定當時生徒一人當十六圓とあるを倍額に増額し、且つ正確に指定下附すること。

一一、別に臨時費即ち、營繕費は全設計の半額を滿洲國政府に於て指定補助をなすこと。

一二、其他各縣單位學校の組合費は組合員の生活に堪へ得る程度の負擔とすること。

第九號 師道教學刷新に關する件

理 由

四平省聯合協議會提出

剛健なる國民精神を涵養し、堅實なる國民體力を鍊磨し、赫々たる國民文化を建設するは其の方途多様なりと雖も、其の基本とする所は國民教育の刷新向上に在り、而して國民教育の刷新向上は師導教育改善充實に俟つや明かなり。従つて師道學校の成績如何は直ちに國民教育の振否に影響し、延いて國運の消長を左右するものと謂ふべく、其の使命の重大なるは更めて喋々を要せざる所なり。殊に時局重大にして國家の隆退興亡の岐れんとする場合に於て一層其の責任の重大なるものあるを感ず。然るに現下師道學校の狀況を見るに、本科入學志願者の如き實に僅少にして國家が必要とする募集人員に足らず、其の資質も比較的劣劣、而も修學期間は短期に失して教育者としての教養と信念とを確立するに充分ならず、卒業生は機會を見て教育界を

離れ、他の職場に走らんとする傾向あり。斯くの如きは國家教育の重要性を思ふとき實に寒心に堪へざる現象と謂ふべし。今に於て速に師道學校の制度を改革し、其の教育の刷新改善を圖るに非ずんば國民教育の將來は後悔靡及ばざるの愚を見るに至るべし。

即ち一面に於ては、制度を改めて相當長期間に亘り學力の向上と教育者の人格の錬成に努め、實務訓練に依りて國土的師道觀念の徹底を期し、他面に於ては優秀なる人材を確保すると共に待遇の向上を圖らすべからず、斯くして國家社會が進んで教育を重視し、教師を尊重する方策を講ずるに非ざれば教育の振興隆盛を見ること困難なり。

辦 法

- 一、本科は國民優級學校卒業者を入學せしめ、修業年限を四年とすること。
- 二、現制特修科は當分尙之を存置し、國民學校低學年又は國民學舎の教師に充當すること。
- 三、本科の上に専修科（假稱）を置き、修業年限を一年とし、新制本科及國民高等學校卒業者を入學せしむること。
- 四、學資補給金を毎月十五圓以上とすること。
- 五、卒業者の俸給は次の金額を標準とし、土地の情況に依り政府の認可を経て多少の増減を加へ得ること。
 - 1、專 攻 科（現制本科相當） 五〇圓以上
 - 2、本 科 四五圓以上
 - 3、特 修 科 三五圓以上
- 六、附屬實驗學校を設置すること。
- 七、本科在學中三ヶ月以上の期間（夏冬休暇利用）に亘り、全生徒を兵役に服せしめ國兵法の義務を免除すること。

第一〇號 國軍入隊者及家族に對する感謝慰安日設定の件

間島省聯合協議會提出

理 由

本省は徵兵制度制定に關し、同案を全國聯合協議會上提したる熱誠省なり。而して愈々實現せる本制の圓滑なる進展に不斷の努力をなすは本省民として大なる義務あるを痛感するものなり。

之が手段方法としては、現在行はれつつある國民指導委員會事務局の業務を一層有效適切ならしむる爲め、抽象的の指導手段を改め、具體的且つ最も廣範圍に、而も自然的民衆運動化に依り其の目的を達成せざるべからず、殊に從來の對軍思想傳統等より徴するも、民衆にガツチリ食入りたる運動の必要を痛感するものなり。

辦 法

- 一、街村を單位として、毎年一回國兵感謝慰安日を五月より九月迄の間に設け、入隊者を歸郷せしめ、其の家族と共に街村民が心からの感謝と慰安をなし、以て國兵の國民義務觀念を助成す。
- 二、治安部大臣は此の期間に於て兵の歸郷許可を決定し、在營部隊長をして概ね一ヶ月前出身街村長に通告し、街村に感謝慰安日の準備をなさしむ。
- 三、本慶賀日實施に當りては、軍人後援會は勿論、行政機關（村公所）も其の後援をなし、且つ國民指導事務局は此の感謝慰安日を利用して指導することに依つて、兎角不徹底なる農村、特に僻陬地方に迄全國的に、而も民衆の自發的運動として活潑ならしむるを得べし。

第一一號 國民體位向上に關する件

(1) 奉天省聯合協議會提出
(2) 首都聯合協議會提出

理 由

國民の保健體位の向上は、國防強化國家繁榮上より之を忽にするを得ざるものにして、今次國兵検査の結果を觀るに壯丁中には夥しき結核病者或は骨格貧弱なるもあり、將來につき誠に憂ふべく、單に國民生活の刷新或は健全生活の獎勵のみの運動にては其の効果期せられざるに鑑み、政府並に協和會は法的根據の下に特に青少年の體位向上に努むるを要すべし。

辦 法

- 一、國民體位國家管理制度を確立し、主要地區より逐次實施すること(奉天)
- 1、民生部に保健局を設置すること。
- 2、衛生思想の普及を計ること。
- 3、住宅の改造建設を行ひ休養を得せしむること。
- 4、完全榮養を補給せしむること。
- 5、運動を奨勵すること。
- 6、體力検査を實施し體育章を下附すること。
- 7、三大惡習(手鼻、野糞、阿片)の矯正を計ること。
- 8、傳染病の對策を講じ、之が思想を徹底せしむること。
- 9、優生法を制定すること。

- 二、日本内地同様二十五歳以下の禁酒法、二十歳以下の禁煙法を制定し嚴重取締ること(奉天)
- 三、結核豫防對策を確立すること(奉天、首都)

- 1、年二回春秋の期に結核豫防週間を設け、ポスター、パンフレット、ラヂオ、映畫、幻燈、紙芝居及講演等を通じて國民を教育すること。
 - 2、年一回結核豫防の展覽會をデパート等に於て開催すること。
 - 3、年一回結核切手等の如きものを發賣して國民の結核豫防に對する觀念を喚起すること。
 - 4、先づ特定地區に臨床的、理學的、細菌學的検査の可能なる結核相談所を設け、結核患者の追及並に治療と豫防及宣傳にあたらしめ、此の方法を漸次地方に及ぼすこと。
 - 5、移民地には獨立したる結核相談所を設くるか、又は移動結核相談所等の如きものを設け少くとも年二回巡廻すること。
- (首都)

第一二號 漢方醫術の積極的育成利用に關する件

興安北省聯合協議會提出

理 由

洋醫の發達普及せる今日と雖も、我國滿系民衆は其の信仰上より、慣習上より漢方醫術に對する信頼依然として篤きものあり。事實上亦看過すべからざる所認めらるると共に、其の藥材の點に於ても極めて時宜に適す。當局に於ては宜しく之が指導育成に一層力を注ぎ西洋醫術と併用以て民生の實に供せらし度し。

辦 法

- 一、中央當局は漢方醫術研究所及醫學專門學校、醫科大學に漢醫科を設置し、積極的に之が學理を研究體系づけ、世界に於ける漢方醫術迄に向上せしめられ度し。
- 二、草根、木皮に依る漢藥の利用に努め、以て輸入藥品不足の場合に備ふること。
- 三、全滿に於ける漢方名醫を招集して研究會を開き、個々秘密主義に依る醫療方法を公開し、適切且つ簡單なる醫療方法は一般にも知得せしめ、以て衛生應救處置の知識向上に資され度し。

第一三號 長白山國立公園並に國立輯安古墳博物館設置に關する件

通化省聯合協議會提出

理由

- 一、過去の歴史を査するに、長白山は清太祖の誕生地として我滿洲國の靈峰なり。毎年盛夏の際聖地に探勝する遊覽者多きも、山岳重疊、密林鬱蒼、且つ道路險阻の爲め其の不便甚だしき状態なり。時恰も我國は建國十周年を迎へんとするに當り、此の國家的靈地たる長白山に諸種の施設を加へ、全國民に普く認識さす可く國立公園設置の計畫を樹立し之の實現を期せんとす。
- 二、輯安は高句麗時代の遺跡多く、中にも古墳は有名にして數多歴史家、考古學者及遊覽客の來訪を見るも現在其の保存充分ならず、且つ自然の儘放置しある現状にして年を経るに従ひ漸次破壊しつつあり。依つて此の際古墳の周圍を以て一大公園化する計畫を樹つると共に、一大博物館を建設以て遺品を藏收保存せんとす。

辦法

- 一、長白山國立公園を設置すること。

- 二、國立輯安古墳博物館を設置すること。

第一四號 共同墓地制實施に關する件

安東省聯合協議會提出

理由

屍體、棺桶を山野、畑地に放置、埋葬するは我が國弊風の一なり。然るに埋葬の場合と雖も、これが管理に疎略を極むる爲め歲月の經るに従ひ風雨、狼犬の目するところとなり、やがて骨骸を野に曝らすの悲惨を呈するのみならず、雨雪に腐汁を流瀝するもの亦極めて多し。斯くの如きは人類最高の徳操たる尊祖の念を害ふのみならず、國民衛生の觀點よりするも亦寒心に堪へざるところなり。墓所の隨意散在は此の弊害を更に大ならしむるものと思料するが故に、速かに共同墓地制を施行せられし。

辦法

- 一、共同墓地を設置し、以て市街村の國民靈場たらしむ。
- 二、共同墓地の設置に關しては政府に於て一部補助をなし、これが管理一切は街村に任せしむ。
- 三、從來各所に散埋せる墓所は其の遺族をして共同墓地に遷墓せしむ。
- 四、共同墓地設置の基準格式は民族の傳統風習を考慮し、樹立すべきも可能なる限り様式を簡素統一し協和的秩序と靈容を保持せしむ。

一、	對等地方自治の推進に關する件（興西）	一〇
二、	對等地方自治の推進に關する件（興西）	一〇
三、	奉天市の特別市とし、府知會奉天市本部を中心として組織する件（奉天）	一〇
四、	市制實施に關する件（奉天）	一〇
五、	下級官公吏の初級官制改定に關する件（奉天、北安、黑河、長春、興西）	一〇
六、	地方官制改定の進捗に關する件（奉天）	一〇
七、	地方官制改定の進捗に關する件（奉天）	一〇
八、	地方官制改定の進捗に關する件（奉天）	一〇

二、民族協和の實現に關する事項（第二部）

二、另對對味の實地ニ關する事項（第二部）

目次

一、興安行政振興に關する件（興西）	二七
二、對蒙地々政方針並に地籍整理に關する件（興西）	二八
三、奉天市を特別市とし協和會奉天市本部を中央直轄とする件（奉天）	二八
四、市制實施に關する件（東安）	二九
五、下級官吏並に初等教員待遇改善に關する件（奉天、北安、黑河、興北、興南）	三〇
六、地方人事政策の適正確立の件（牡丹江）	三二
七、暫行民籍法第百十三條就籍許可申請手續修正に關する件（通化）	三三
八、土曜、日曜活用に關する件（奉天）	三四

第一號 興安行政振興に關する件

興安西省聯合協議會提出

理由

我が國現下の急務は軍事、政治、經濟、文化等國內凡有組織、機構、機能を高度國防國家體制確立の根本國策に綜合歸一せしめ以て變轉極りなき内外の情勢に即應し、隨時隨所に於て有效適切なる處置運営をなすべく整備するにあり。然るに興安各省は西北部國境線に連接し、民族的特殊地域にして、且つ國防上重要地帯なれば其の行政運営上にも亦自ら其の特殊性に對應すべきものなるや勿論なるに、現行諸制度、施設等は全國劃一的たるを免れず、地方民情に即し得ざるもの多し。爲めに産業の開發、行政の滲透、教育の振興等他の地方に比し甚だしく立遅れたり。然るのみならず、國境に接し、日常即決を要する幾多の問題に直面しながら交通々信は不備にして、其の他早急に整備強化を要する問題多し。依つて政府は興安各省行政振興の國防的重要性を再確認し、速かに行政的措施を講じ以て平戰時の行政、國防に萬遺憾無きを期すべし。

辦法

- 一、興安地帯適當の地に興安總督（假稱）の如き機關を置き之に相當の權限を與へ、興安各省を統轄せしめ以て國防の整備行政の滲透、産業教育の振興を図られたし。
- 二、林西、克什克騰、巴林左右翼の一縣、三旗を以て西部國防省を新設し、林西に省公署を置き國境地帯の整備強化を期せられ度し。

第二號 對蒙地々政方針並に地籍整理に關する件

理由

興安西省聯合協議會提出

興安西省の蒙地は開放地、非開放地、借地、養民地等其の地籍複雑を極め、立地計畫樹立並に産業開發上障害尠からず、且つ住民間に於ける土地紛争事件頻發し、而も之が處理に當り據る可き明確なる基本方針なければ、官も民も困惑しつつある現狀なり。

依つて政府は速かに蒙地に對する基本方針を確立し、地籍を整理し以て行政の進歩、人心の安定を圖られたし。

辦法

- 一、蒙地整理の基本方針を確立すること。
- 二、省公署並に放公署に地政科を置き土地行政を管掌せしむること。

第三號 奉天市を特別市とし協和會奉天市本部を中央直轄とすべき件

理由

奉天省聯合協議會提出

高度國防國家建設途上、特に我が國生産、民生上の國力の中心となる奉天市に於ける行政機構並に協和會機構は他縣、市との劃一的考慮の下に於ては到底その機能を充分に發揮し難き情勢に迄飛躍的向上を遂げたるものと思惟せらる。時局經濟の核心を衝く喫緊の問題處理に際し、現機構下多大の不便支障を感じつつある實情の如きその一例に過ぎず。

辦法

- 一、奉天市を特別市とすること。
- 二、協和會奉天市本部を中央本部直轄下に移管すること。

第四號 市制施行に關する件

理由

東安省聯合協議會提出

東安街は省公署所在地にして、我が東安省に於ける政治、經濟、文化の中心地たるのみならず國防上の樞軸的據點たり。康徳六年新たに省設置せられ、日猶淺き爲め現人口は四萬餘に過ぎざるも、年々激増の一途を辿り、其の數豫測し難きものあり。然も當街は東安省の心臟部に位し、既に電氣、水道の設備を有し、現代都市として躍進的發展を遂げ、市制施行の態勢を整へつつあり。更に上記の事由に依り東安街に市制施行の必要性は益々増大せるを見る。

第一、國防上及警備上の理由

當街は國境第一線に位し、此の地域の國防的重大性に鑑み、東安省唯一の市として王道文化を表徴せしむると共に、行政機構の整備充實を圖り、以て警備並に防諜の完璧を期せざるべからず。

第二、行政上の理由

東安街は省公署所在地にして其の政治的、經濟的、社會的諸條件複雑多岐なるを以て現行街機構を以てして、行政の滲透上寒心に堪へざる點尠しとせず、速かに市施を施行し、一には行政滲透の完成を圖り、二には此の地自然の發展力を誘發し、國防國家の完成と産業開發の諸計畫の達成に邁進せざるべからず。

第三、交通産業上の理由

東安街は虎林線の間都市として、虎頭、林口の略中間に位し、交通の要衝に當り物資の集散地にして、鶏西、滴道を中心とする巨大の石炭生産は必然重工業の發展を促進せしめ、更に完達山脈に包蔵せらるゝ無限の資源豊庫を有す可く、産業開發の一大據點たり。斯くて市制施行に依り之が政治的調整力の強化充實を見るなれば、此の地域の縣市民生の福祉の増進は期して俟つべきものあり。

以上東安街市制施行理由の主なるものを擧げて速かなる當局の善處を全省民の名に於て切望するものなり。

辦法

一、東安街に市制を施行すること。

第五號 下級官公吏並に初等教員待遇改善に關する件

- (1) 黑 河 省 聯合協議會 提出
- (2) 北 安 省 聯合協議會 提出
- (3) 興 安 北 省 聯合協議會 提出
- (4) 奉 天 省 聯合協議會 提出
- (5) 興 安 南 省 聯合協議會 提出

理 由

諸國策を完遂し、國民總力を結集して協和翼贊の實を擧げんには、一に指導的地位にある官公吏の率先垂範實踐的指導の如何に俟つところ大なり。

然るに是等官公吏にして職務を怠り、綱紀を紊り、瀆職の惡徳行爲をなす等あり、殊に直接國民に接觸する下級官公吏に此の

傾向強く、爲に國家の方針は誤られて惡政となり、民心動もすれば日々離反し、國策に協力せんとする積極的熱意を失はしむるに至るのみならず、國民怨嗟の的となりつゝあり。或ひは第二國民の教育を擔當すべき學校教員が其の聖業を捨て他に轉ぜんと願ひ現職に安定せず、教育不振の因をなしつつあり。

而して之が原因を探究するに其の最大なる原因は給與の甚だしき低廉なるに在り。

下級官公吏の給與が特殊會社職員に比して著しく低廉なるは一般の周知せるところなるが、加ふるに此の二、三年來の物價の暴騰、物資配給不圓滑は最少限度の日常生活にも事缺く狀況たらしめ、就中警察官、學校教員並に極寒冬營期長き北邊地區のものに於て甚だし、政府に於ては財政の許す限り給與の改善に努め居らるゝものと思ふも、尙隔靴搔痒の感あり、元より職域奉公の精神訓練によりて足らざるを指導し居るとは云へ、與ふべきは與へて吏道の刷新を圖り、以て國政の滲透上遺憾なきを期すべきなり。

辦 法

一、生活の實態を調査し、物價指數と俸給の均衡諸手當の適正なる改善を考慮し、最少限度の生活を維持するに足る生活費を支給すること。

之が爲め下級官公吏及初等教員の最低給與額は凡そ四十圓を下り得ず(奉天、興安北、興安南、黑河、北安)

二、信賞必罰を嚴にし優秀者を拔擢すること(北安)

三、下級警察官の給與改正にして豫算上不可能なりとせば其の員數を減じ之が増額を計ること(奉天)

四、右にして尙財政上餘分なしとせば臨時増税又は臨時關稅の增收或は間接稅(例へば煙草、酒類)の引上等により增收を計り財源とすること(奉天)

五、初等學校教師年功加俸制度を設け優遇すること(北安)

- 六、優良中等教師を確保し、且つは初等學校教師優遇の爲め初等教師を現職の儘（俸給省支給）中等學校教師養成機關（農業大學、師道高等學校等）に省委託生として派遣し得るの途を講ずること（北安）
- 七、代用官舎、圖書館、俱樂部等の福祉施設をなし慰安及休養の方途を講ずること（北安）
- 八、學校教職員、街村職員の共濟制度を確立すること（北安）
- 九、縣委任官試補以上、警察官は警尉補以上の人件費は一律に國庫支辨とすること（北安）

第六號 地方人事政策の適正確立の件

牡丹江省聯合協議會 提出

理由

吾が國政治の要諦は建國の理想に基づき、正しき民意を國政に反映しつゝ、國家が企圖する國策遂行の萬全を期せんとするにあり。

政治の妙諦は人とその運用にあり、宜しく適材を適所に配置し、國民の信望を集中し、國民をして依る所を知らしめ、以て非常時局に對應して國策遂行の萬全を期し、眞に民生安定の根本義を確立するにあり。

然るに現下官公吏其他國策的機關職員中責任的地位にある者の異動交迭は現地の實狀を考慮することなく頻繁に行はれ、或は信賞必罰の適正を缺く爲め地方民衆の信頼なく、住民は徒らに時局の推移に驚愕し、不安焦躁の念にかられ確固たる安定性を缺く。

斯くては民生の安定も國策の遂行も至難と云ふべく、早急に人事政策の根本義を確立せられ民心の安定を計られ度し。

辦法

- 一、滿洲國政治の特性に鑑み、人事の根本政策を樹立すること。
- 二、適材を適所に配置し、重要人事には任期（省首腦部三年、縣、族、市主腦部五年程度）異動更迭には充分現地責任者は實狀に應じ事前連絡の上實施すること。
- 三、國民生活に直接關係ある第一線は最優秀なる人材を配置され度し。
- 四、土着地方民中の隠れたる人材の起用。
- 五、二位一體制の眞實相を知り信賞必罰の徹底を期せられ度し。
- 六、責任の所在を明確にし即應の處置を講ずること。

第七號 暫行民籍法第百十三條就籍許可申請手續修正に關する件

通化省聯合協議會 提出

理由

康德七年八月一日暫行民籍法第百十三條に於て「本籍を有せざる者は其の就籍せんとする地を管轄する區法院の許可を得て一ヶ月以内に就籍の届出を爲す事を要す」と定めあるも、昨年國勢調査時に於て遺漏せる者竝に中國方面より移住し來りたる民衆中には往々にして知識乏しく申請の手續を知らず、或は手續を知るも貧困にして旅費を缺く等の爲め法院の許可を得て就籍し得ざる者相當有り、一方法院に於て本申請を受けたる場合に於ても其の實情、身元の調査等頗る困難なるものあるに鑑み、之が申請の手續に修正を加ふる要有りと思料す。

辦法

本籍を有せざる者は其の就籍せんとする地の街村長に届出で、街村長は所要の調査を行ひ申請書類を作成し、一ヶ月以内に管

轄法院に申請する如く修正すること。

第八號 土曜、日曜活用に關する件

奉天省聯合協議會提

理由

國運を賭する現下東亞共榮圈建設上、更に變轉極まりなき國際情勢は遂に世界大戦争に迄發展せる超非常時局に於て、尙且つ在來の土曜半休、日曜休養制は國家總力戰體制に悖ると云ふべく、之を活用し國民の國家意識を熾烈ならしめ、以て時難克服の眞の姿を如實に具現するの要あり。

辦法

- 一、官廳各會社及工場に於ては能率的なる運営をなし得る組織體を構成し、土曜半休を廢して體位向上、勤勞奉仕其他國民の自興運動を起さすこと。
- 二、銀行、會社、金錢取扱のものには土曜日午後と雖も執務せしむること。
- 三、官廳、會社、銀行等に於て交替制をなし得るところに在りては、日曜休養制を廢し、戰時體制下の能率増進を計ること。
- 四、一般民間に於ても亦能率化を計り、國家總力戰に邁進する様會に於て取計ふこと。

三、國民動員の完成に關する事項(第二部)

第八編 支那の開發と利用に關する件

奉天省聯合會編

國境を越する列下米並米穀運送に關し、更に運轉を促進するに當り、國境沿邊の通關事務を改良し、支那の土產物、特産品等は國境沿邊の通關に伴ふ手續を簡便し、之を便利し、滿洲の國境沿邊を發達せしめ、故に支那の國境沿邊を開發せしむるに對するの要あり。

二、國境沿邊の治安に關する事 第三章

支那の國境沿邊に於ては、治安の確保を第一とし、國境沿邊の治安を確保し、支那の國境沿邊を開發せしむるに對するの要あり。

- 一、支那の國境沿邊に於ける治安の確保に關する件
- 二、支那の國境沿邊に於ける治安の確保に關する件(興西)
- 三、支那の國境沿邊に於ける治安の確保に關する件(興南、通化、吉林、東安)
- 四、支那の國境沿邊に於ける治安の確保に關する件(奉天)
- 五、支那の國境沿邊に於ける治安の確保に關する件(北安)

目次

- 一、北邊地區に於ける協和義勇奉公隊經費に關する件(興北)……………三七
- 二、鐵道敷設促進に關する件(興西)……………三七
- 三、鐵道貨物事故防止並に輸送改善促進に關する件(興南、通化、吉林、東安)……………三八
- 四、總局自動車料金値下方要望の件(東安)……………四〇
- 五、復州灣築港促進方要望の件(奉天)……………四一
- 六、治水護岸促進に關する件(北安)……………四一

第一號 北邊地區に於ける協和義勇奉公隊經費に關する件

興安北省聯合協議會提出

理由

北邊第一線地區に於ける都市の奉公隊は益々其の整備強化を要望せらるる秋、從來の如き當該地方支拂の極めて僅少なる計上經費を以ては經費に掣肘せられ、到底満足なる施設と訓練は施し得ず遺憾なり。

奉公隊の性質上之が經費の當該地方負擔は當然なるべきも、北邊地區に於ける負擔能力の小なるに比し、防衛上他に比してより以上の裝備、訓練の必要を痛感するとき豫算編成竝に補助費交付上特別の考慮を必要と認めらる。

辦法

北邊地區に於ける防衛上重要都市の奉公隊經費豫算に就ては、單に現地都市財政の負擔能力に依ることなく、其の重要性に應じ特に國家に於て經費豫算を助案し、裝備訓練費は相當の國費補助を以てすることの實現を望む。

第二號 鐵道敷設促進に關する件

興安西省聯合協議會提出

理由

長き國境線を有する當省の最大急務は廣義狹義の國防整備にして、其の第一要件は鐵道の敷設にあり。而も行政の滲透、産業の開發、文化の發展一として之に依らざるものなく、特に他省に比し此等凡ての點に於て立遅れたる當省に於ては之が一切の要件たるや贅言を要せず、依つて目下急轉せる内外の情勢に鑑み重ねて本問題を提出す。

一、當省に於ける鐵道敷設の國防的意義を再確認し、之が早急敷設のこと。

第三號 鐵道貨物事故防止並に輸送改善促進に關する件

- (1) 興安南省聯合協議會提出
- (2) 東安省聯合協議會提出
- (3) 吉林省聯合協議會提出
- (4) 通化省聯合協議會提出

理由

事變の進展、國運の發展に伴ひ輸送貨物の激增を來し、鐵道の使命愈々重大を加へつつあるとき吾人は鐵道運輸従事者に對し深甚の敬意を表すると共に、其の苦心努力を多とするものなり。

然るに貨物の亂暴なる取扱ひ又は紛失、盜難等の相變らず甚だしきは實に遺憾とするところなり。

包装不備、自然紛失に依るは止むを得ざるも、荷役、梱包又は荷造りを舊の如くし置くが如き惡質のものあり。

斯くては價格規程に依り利潤極めて薄き業者を苦しめ、或は消費者に其の負擔を轉ずる等國民生活に及ぼす影響尠からず。

而して破損紛失後にも責任機關の不明確、手續煩雜或は處理に日時を要する等にて損失補償等有耶無耶に終ること多し。

關係各機關に於ては銳意之が改善に努力せられ居るものと思はるるも、尙一層、貨物取扱規定の圓滑なる運用不合理の改正等を斷行し交通運輸の完璧を期すべきなり。

辦法

一、鐵道貨物盜難防止に關し鐵道當局を中心として政府、協和會、警護隊、警察、民間等各關係機關は之に協力し積極的具

體的對策を講ずること。

二、鐵道自體として貨物輸送に對する取扱責任區分を明かにし、事故發生の場合容易に調査の結末を付け得る様取扱ふこと。

三、紛失に當りては速かに調査をなし、紛失物に對する賠償を迅速的確に實施すると共に調査期間中の保管料を免除すること。

四、司法權を發動し犯罪者の徹底的且つ峻嚴なる取締を實施すること。

五、従業員の素質向上を計ること。

(イ) 指導訓練の徹底。

(ロ) 國民道德を發揚する協和會運動の展開。

六、従業員の生活安定策を講ずること。

七、諸監視の強化。

(イ) 貨物保管倉庫監視を嚴重にすると共に輸送中の監視方法として責任者を警乗せしむること。

(ロ) 其他従業員の監督に萬全を期すること。

八、廳道局に於て貨物事故防止の根本策を樹立し左記辦法を講ずること。

(イ) 全國貨物事故の徹底的なる定期調査の實施。

(ロ) 中央、省に事故防止委員會の設置。

(ハ) 防止旬間の施行。

(ニ) 總局従業員中に防止班の常置。

(本) 協和會運動としての業者、荷主懇談會の開催。

第四號 總局自動車料金値下方要望の件

理由

東安省聯合協議會提出

交通機關の發達並に之が適正圓滑なる運用は國力の維持増進、地方産業の開發、人文の往來、文化の促進等國家建設に寄與する範圍は極めて大なるものあるは言を俟たざる所なり。

近時統制經濟施行下に於ける物價の適正並に算出基礎は運輸資金が重要な要素を有し、僻陬の地たる我省に於ては賃金の適正に特に充分なる工夫、考慮を必要とす。

本年四月より省下バス營業區に對し大巾値上げを實施せられたるに依り、物價の高騰、各種開發に要する資材運送の不足等、産業、經濟、將又民心に影響する點極めて大なるものあり。殊に農産物價と一般物價との適正が考慮せられ、通貨收縮を企圖せる低物價政策とは凡そ逆行の現象を來しつつあり。

國が行はんとする農産物蒐貨と必需品價格の適正に矛盾を來さざる様に政治的見地よりして現行の料金は一大修正を加ふる必要ありと思料す。

辦法

- 一、バス賃金の改正は現地に於ける農産物並に一般物價等の均衡を充分考慮に入れること。
- 二、現行のバス賃金に一大改正を加へ、従前の運賃に還元するか、之が不可能とせば二割程度の値上に止むること。
- 三、自動車賃金引上は原則として全國的に一定率を以てなし、地方事情に則し引下ぐるること。

第五號 復州灣築港促進方要望の件

理由

奉天省聯合協議會提出

在復州諸會社重要工業資源の産額は逐年増加し、諸物資の海上輸送頻繁を極めつつあるも、復州灣現在の施設たる積荷役は其の不便甚だしく、仍つて繫船岸壁を築構せば當營業關係者の利得のみならず、大連に於て貨物輻輳停滯勝なる聲を聞く今日、大連港の副港としても重要役割を演ずるものと思料せられ、且つ現下産業發達上、將又日滿國家經濟上にも重大なる影響を有するものなり。

【註】 出荷見込年額百萬噸として沖積荷役、岸壁荷役賃金一噸當り一圓として年百萬圓の利得を想像し得る。

辦法

- 一、至急之が築港をすること。
- 二、費用は國家の支辨とす。

第六號 治水護岸促進に關する件

理由

北安省聯合協議會提出

治水護岸の完璧を圖り以て災害を除き民生を安定せしむることは王道善政の一端なり。今日省下主要河川の實狀を見るに殆ど自然の狀態に放置せられ治水護岸の見るべきもの無く、ために夏期霖雨の候に到るや濁流汎濫して民地民屋の流失はもとよ

り、延いては人畜の死傷を生ずる等被害甚大なるものあり。

特に望奎縣内を流るる呼蘭河、通肯河は穀倉地帯の大部分を其の流域とし、之が治水の完成は常に農作物の災害を防止するに止まらず、水田適地をも含む廣大なる可耕地の造成となり、農産増殖に劃期的飛躍を齎すこと必定なり。

又拜泉縣、依安縣を横ぎる双陽河に就ても亦同様にして、共に北邊振興産業開發増産計畫等の重要國策遂行上其の支障大なるものあるも、之が治水護岸工事は何れも巨額の費用と萬全なる調査計畫を必要とし、到底地方自體の之をよくし得るところに非ず、仍つて至急之が對策を樹立せられ以て國土利用と農産増殖の完璧を期するの要あり。

辦 法

- 一、國に於て抜本的治水を斷行すること。
- 二、治水工事と併行し、流域不可耕地の土地改良を行ひ、自作農創設を實施すること。

(資料)

舊三大村水害實情並に救濟意見

望奎縣聯合協議會提出

一、情 況

三大村は康徳五年以來水害を受くる事蓋し甚大である、此の村は縣の西南方呼蘭河と通肯河の合流する三角地帯に位し、地位が甚だ低く従つて之等の河川の氾濫に依つて容易に浸水を受け易い状態に置かれて居る。而も縣の中央を流るる頭道及二道烏龍溝も亦此の地點に於て合流し、此の地方一帯が謂はば縣の排水路となつて居るのである。即ち雨季に入れば縣内降雨

量は右の二つの溝を傳つて三大村の低地に流れ込み一夜にして一望の湖水を形成する、試みに氾濫期に於ける此の地帯の浸水状況を觀るに、康徳六年度調査に依れば南方大榆樹屯附近で一〇尺、北方蔡家堡屯一帯は六尺の深さに達した例がある。従つて收穫皆無の慘狀を呈する事あり、屢次の水害に住民は貧困のどん底に沈み、僅かに粟に草を混へた水雜炊によつて生命を繋ぐ生活状況は眞に「民に菜色なし」の諺を思はしめる。

前述の如く此の地方はデルタ地帯を形成し、面積廣く地味極めて豊饒で、開墾歴史も他地方に比して比較的長く、人口亦甚だ緻密で農業上重要な役割を持つべきにも拘らず、連年の水災に禍され、耕地の放棄、人口減少の傾向が見られ始めたのは縣としても看過出来ぬ問題と言ふべきである。尙正確な調査ではないが、大體水災被害地域の面積は概ね一〇、〇〇〇响に達し、其の住民數は約一〇、〇〇〇人に達して居る。治水工事により救濟地域より假りに今一响當り百圓の耕作物の收穫を得るとして、其の一ヶ年收穫は實に百萬圓と云ふ莫大數に達し、農民自體の救濟は元よりの事縣財政に寄與し、引いては國家的に大なる利益たることを論を俟たぬ。

此の地方の水災救済に關しては漸く一昨年度から根本的對策の樹立が要望され、殊に實行合作社が組織され、協和會の工作が滲透するに従ひ此の要望は益々熾烈となり、原住民の中からも所有土地を擔保に入れても資金を借り受けて防水堤防を作りたいと言ふ意見が出て來たのである。

康徳七年度に至り此の問題は一應本格的に取上げられ、先づ資金調達の辦法として土地を擔保とする長期年賦償還資金の借入斡旋に關し、省當局に申請したのであるが、認可を得なかつたので縣から約二萬圓(街村費より補助)省土木費から二萬圓の補助を仰ぎ部分的防水工事に着手するに決し、中央から技術者が來縣し現地の測量に當つたけれども、遺憾な事には其の結果の通知に接する事が出來ず、隨つて前記豫算の件に關しても其の儘保留の形となつて現在に至つてゐる次第である。

二、對 策

此の問題の解決方法として考へらるる事は、難民救済のために食料馬糞其の他を供給する事もさる事ながら、竿頭更に一步を進めてかかる災害を惹起する根本的原因に對し抜本的方策を打ちたてる事が絶対に必要である。即ち永久且つ堅牢な防水堤防と排水濠の築鑿が唯一の水害對策であつて、之に依つて仕事を失つて彷徨する農民の救済もはじめて可能である。而して防水堤防の構築に關しては工事の性質から自ら二つの部分に分つて之を實施する事が必要であると考へられる。即ち一は呼蘭河の氾濫を防止する築堤工事で、此の工事は相當に大規模である爲に尨大經費を要すると共に、年度計畫にでも依らねば實現困難であると考へられる。他の縣内の降雨氾濫に備へる堤防並に水濠設置工事で、之は舊三大村東北隅の蔡家堡屯附近に於て合流する二つの烏龍溝の水を此の地點から眞直に黃家店を経て南へ導き放出する水濠を開鑿する事によつて烏龍溝の水勢を二分し、其の力を殺ぎ、更に蔡家堡から西南李金北を経て德生屯に至る堤防を構築して浸入を防かんとするものである。

右は單なる一試案に過ぎないので、實際の工事に着手する前更に慎重なる現地踏査と現地農民の意見を斟酌する事が必要であるが、此の問題の重要性に鑑み一刻も早く具體的方策が打ち建てられる様希望して止まないものである。

尙本件に關しては當縣に於ては根本的具體策の樹立を急ぎつつある、目下考へられて居るのは十月、十一月頃の農閑期を利用して農民の積極的勞力奉仕を仰ぎ大事業を遂行したいと考へて居るのであるが、何分其の間の食料を供給することが最大の急務を要する問題であるので、其の費用の捻出方を考へて居る次第である。其の額だけでも十萬圓内外と考へられる、財政困難の折柄本縣のみに於て負擔する事は困難な問題であるので是非國家の援助を仰ぎ度く思ふものである。

尙別に本縣建設股に於て作成した築堤設計書があるので御參考迄に御送付申上ぐる次第である。

【備考】 目下縣に於ては救済辦法の一つとして、縣一般市民有志より成る水災地區救済演劇等を開催、義捐金の一部として約五十圓捻出すべく折角努力中である。

(資料)

雙陽河治水護岸促進に關する件

北 安 省 聯 合 協 議 會 提 出

一、氾濫原因

雙陽河は拜泉縣東南部明道村清潔村に源を發し、中央部を横斷して平原の水を集めて依安縣に入り、大濕地帯を形成夏期霖雨の候河水は氾濫し、到る處に沼湖出現し桑田變して滄海となるの觀を呈す。

二、氾濫區域

雙陽河の下流禮讓村利字三里十五井、十七井が最も甚だしく、面積二千五百畝なり。此の地域の土地最も肥沃にして此の廣大なる地域を救済して熟地化による利益は圖るべからざるものあり。治水工事により一舉兩得を期し得べし。

三、出 水 期

七日中旬より九月初旬約二ヶ月間に亘る。

四、年度別被害狀況

康徳元年	半 作
康徳二年	二割減收
康徳三年	四割減收
康徳五年	五割減收

康德六年 七割減收

康德七年 八割減收

五、治水護岸施設

- 1 河身を掘り堤防を築き兩岸に植樹して河身の移動を防止す。
- 2 依安縣内の沼地を深く掘り、貯水地となせば雙陽河流域の被害を防止し、其の水にて水田を經營せば一舉兩得の方策なり。

目次

一、五割減收に對する件(附録)	五三
二、興業會社設立に關する件(興西)	五三
三、文藝會社設立に關する件(興西)	五三
四、皮肉賣買價格向上に關する件(興西)	五三
五、華僑投資方法改善に關する件(興西)	五三
六、禁煙稅改定に關する件(興西)	五三
七、地下資源開發に關する件(興西)	五三
八、滿洲人の移住に關する件(興西)	五三
九、日本對滿洲國經濟合作に關する件(興西)	五三
一〇、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三
一一、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三
一二、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三
一三、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三
一四、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三
一五、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三
一六、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三
一七、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三
一八、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三
一九、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三
二〇、滿洲國の對日貿易に關する件(興西)	五三

四、國民生活の向上に關する事項(第四部)

四、國及主岳の向しに關する專章(第四卷)

一、河身を掘り堤防を築き兩岸に植樹して河身の移動を防止す。
 二、松安河川の沼地を掘り、貯水池とせしめ松安河川流域の洪水を防止し、其の故に「松安河川」の名稱を「松安川」と改稱す。

目次

一、石炭價格並に炭質に關する件(首都)……………五三

二、興農合作社事業振興に關する件(興西)……………五三

三、交易場出廻穀物検査國營化に關する件(興西)……………五四

四、皮毛收買價格引上に關する件(興西)……………五五

五、蒙鹽收買方法改善に關する件(興西)……………五六

六、禁煙特稅廢止に關する件(興西)……………五六

七、地下資源開發に關する件(興西)……………六〇

八、滿系商人の在華北家族向送金に關する件(興北)……………六一

九、日本開拓團農耕地確定期に關する件(牡丹江)……………六一

一〇、醫療用品並に醫療機械の需給對策に關する件(奉天)……………六二

一一、藥製品に關する件(奉天)……………六三

一二、葦席及葦子統制に關する件(錦州)……………六四

一三、強制調停制度設定に關する件(安東)……………六六

一四、農民冬期副業に關する件(三江)……………六七

一五、諸物資増産擴充に關する件(濱江)……………六八

一六、興農合作社資金獲得並に營農資金貸付圓滑化に關する件(濱江)……………六九

- 一七、林野政策徹底に關する件(間島)……………七〇
- 一八、民間申出鑛區及經營鑛區の開發促進に關する件(間島)……………七〇
- 一九、專賣品價格統一に關する件(間島)……………七一
- 二〇、勞務對策に關する件……………七二

- 1 勞務對策に關する件(奉天)
- 2 勞務統制問題に關する件(吉林)
- 3 勞工對策樹立に關する件(四平)
- 4 勞務統制強化に關する件(黑河)
- 5 勞工統制並に待遇改善に關する件(濱江)
- 6 勞動力の確保並に福祉施設促進に關する件(三江)
- 7 公定勞動賃銀嚴守方取締に關する件(興南)
- 8 國民總服役確立に關する件(通化)

- 二一、特殊作物増産に關する件……………七五
- 1 特殊作物増産に關する件(通化)
- 2 洋麻及線麻に關する件(奉天)
- 3 特用作物災害補償制度確立並に責任栽培制度の實施方に關する件(奉天)
- 二二、農産物並に生活必需品適正價格に關する件……………七七
- 1 農産物價と生活必需品價格調整に關する件(吉林)

- 2 農産物と生活必需品の價格適正化に關する件(奉天)
- 3 農産物價格對策に關する件(奉天)
- 4 農産物増産並に價格適正化に關する件(三江)
- 5 農産物收買價格適正化に關する件(黑河)
- 6 糧穀價格の引上に關する件(北安)
- 7 農産物價格調整に關する件(興南)
- 8 農産物收買並に販賣價格調整に關する件(間島)
- 9 糧穀統制改善に關する件(通化)
- 二三、農村振興並に増産對策に關する件……………八一
- 1 農本主義具現化に基く農産物増産計畫確立に關する件(東安)
- 2 農産物増産政策に對する糧食並に肥料配給確立方に關する件(奉天)
- 3 農村振興對策樹立に關する件(四平)
- 4 農村振興根本對策並に農産物増産に關する件(興南)
- 5 農村振興並に農産物増産及蒐貨促進に關する件(濱江)
- 6 米穀増産計畫確立に關する件(奉天)
- 7 農畜林産物増産に關する件(北安)
- 8 農家安定に關する件(安東)
- 9 自作農創定徹底並に資金擴充方に關する件(濱江)

- 10 農村振興に関する件（牡丹江）
- 11 役畜保険制度設置の件（牡丹江）

二四、中小商工業者の輔導に関する件……………九〇

- 1 中小商工業者輔導に関する件（吉林）
 - 2 中小商工業者轉失對策に関する件（奉天）
 - 3 中小商工業者の輔導に関する件（錦州）
 - 4 統制配給組織の一元化竝に既存業者の保護に関する件（熱河）
 - 5 中小商工業者救濟對策樹立に関する件（四平）
 - 6 商工業者救濟に関する件（通化）
 - 7 統制經濟實施の圓滑化に関する件（北安）
 - 8 中小商工業再編成に関する件（首都）
 - 9 經濟統制に因る中小商工業者の轉業對策に関する件（間島）
- 二五、商工金融機關設置に関する件（北安）……………九二
- 二六、統制經濟の推進に関する件……………九三
- 1 生活必需物資の確保竝に物價對策確立に関する件（首都）
 - 2 統制品に對する規格制定竝に適正價格に関する件（奉天）
 - 3 生活必需品の品質向上に関する件（間島）
 - 4 物資配給合理化に関する件（吉林）

- 5 配給機構及其の運営に関する件（牡丹江）
- 6 物資配給に関する件（黑河）
- 7 生活必需品配給量増加竝に圓滑化に関する件（通化）
- 8 物資配給適正及價格の合理化竝に輸送の迅速化に関する件（間島）
- 9 統制配給組織の一元化竝に既存業者の保護に関する件（熱河）
- 10 統制經濟實施の圓滑化に関する件（北安）
- 11 經濟機構改善に関する件（奉天）
- 12 民食の確保竝に配給に関する件（安東）

第一號 石炭價格並に炭質に關する件

首都聯合協議會提出

理由

石炭が生産資材として産業全般に至大の影響を及ぼすと同時に、長期採炭を餘儀なくせらるる我が國民生活に於て必需物資として極めて重要なこと論を俟たざるところなり。

東亞新秩序建設の一翼を荷ふ我國は大増産を目指して産業の振興を計りつつあるを以て、國民は家庭消費を最少限度に節約し由つて來る不便利を克服すべき覺悟を有す。

然れ共國民生活に於ける最少必要量の採炭用石炭の確保及炭質の保障を爲すに非ざれば、炭價引上問題と相俟ち國民生活の不安を齎らし、延いては國民思想上、保健衛生上重大なる結果を招來するを以て之が根本對策の樹立は目下の喫緊事なり。

辦法

- 1 炭價引上を行はざること。
- 2 石炭中に多量のホタテ或は石塊の混入せるものは山元に於て選炭をなすか、或は日滿商事をして選炭配給せしめると同時に石炭の規格を嚴守すること。
- 3 國民生活並に保健上採炭用炭最少限度熱量たる五〇〇〇カロリーを確保すること。

第二號 興農合作社事業振興に關する件

興安西省聯合協議會提出

理 由

興農合作社は設立一個年を経過せる今日、當初の公約にも不拘、其の業績は舊農事金融兩合作社當時に比し改善されたるを認めず、特に農事共勵春耕貸款並に農村必需物資配給等に於て殆んど期待を裏切れる憾みあり。

然るに當今斯かる不振の興農合作社を益々縮小せしむる措置を講じつつありと聞く、更に翻つて對農村關係の統制經濟の運行を見るに糧穀會社、畜産會社、天産會社等各々莫大なる經費を投じ其の支店、出張所を開設し、何等之等相互間の連繫並に之を一貫する統一なくして農民に對し各自各様の要求をなしつつあり、斯かる農村現狀と之に對する國家要請とを相對照して考察する時は、現狀の如き興農合作社を更に縮小すべきものにあらざして寧ろ積極的に之を整備擴充し以て其の本來の目的を完遂せしめ、殊に興安各省の如き交通、通信不備にして民度低く、且つ民族的特殊地帯なる所に於ては、對農村關係の特殊會社事業を興農合作社に委託經營せしめ、之に依り特殊會社の負擔を軽減すると共に農村に對する經濟關係に一元的に綜合運營せしむべきものなり。

辦 法

- 一、中央に於て設立當初公約せる如く、興農合作社の機構整備擴充を履行し積極的に事業振興を圖られたし。
- 二、當省の特殊事情に鑑み、對農村關係の特殊會社事業を興農合作社に委託經營せしめられたし。

第三號 交易場出廻穀物検査國營化に關する件

理 由

興安西省聯合協議會 提出

糧穀統制化に伴ひ、合作社交易場出廻糧穀額は今後増加すべき傾向にあるに、穀物検査の一貫した機構整備無く爲めに各地區

辦 法

々にして常に紛議を醸し、集貨上にも影響を及ぼすものなれば早急に穀物検査の國營化をなし之が機構を整備するを要す。

- 一、交易場に於ける穀物検査を國營とし、且つ輸出検査との關聯を保たしめ地域的見本制を實施せられたし。

第四號 皮毛收買價格引上に關する件

理 由

興安西省聯合協議會 提出

當省は牧畜地帯なれば概して住民に牲畜、羊毛、皮革生産に依存すること大なり。殊に之等は蒙古人の主要産物にして之が價格の如何は以て直に彼等の生活を左右すべく、其の及ぼす影響直接的にして甚大なり。然るに皮毛收買價格は統制されて下落し、一般生活必需品は統制にも不拘高騰し、而も兩者の不均衡甚だしきため斯業に従事する住民の生活を脅しつつあり。又一方内蒙方面に於ける此等の價格高價なるため漸次其の方面へ皮毛の流出する傾向あり。

されば政府は土着住民の生活並に軍需産業の保護、他の一般物價との均衡調整の見地より速かに之が價格の引上げ調整を斷行せられたし。

辦 法

- 一、別紙の表通り皮毛收買價格を引上げること。
- 二、自家用並に地方消費量を確保すること。

第五號 蒙鹽收買方法改善に關する件

理由

興安西省聯合協議會提出

西北部國境の興安各省住民は、古來内蒙ダブスノール産の蒙鹽と穀物を物々交換し、其の價格は鹽一升に對し穀物一升の如く大體同等價格に依り取引されて來たるに、康徳四年一月以來食鹽の專賣制施行と共に輸入蒙鹽は專賣局の收買價格を以ては收支相償はぬ爲め蒙鹽の輸入は減少の一途を辿りつゝあり。

一方專賣局に於ては多額の運賃を負擔しながらも海鹽を以て蒙鹽の不足を補充しつゝある現状なり。依つて蒙鹽の收買方法を改正し專賣局の損失を防ぎ併せて住民の利便を圖られたし。

辦法

一、興安各省又は其の一部の蒙鹽專賣制度を廢止し、又は收買方法を改正し縣、旗公署をして之が統制に當らしむること。

第六號 禁煙特稅廢止に關する件

理由

興安西省聯合協議會提出

禁煙特稅は一畝五圓の高率なる課稅にして、而も土地の良否を考慮することなく一律耕作面積に賦課するは當を得たるもの非ず、元來阿片は風雨其他氣候の小變動にも堪へ得ざる如き脆弱なる植物なれば、特に好天に惠まれて高率なる稅を負擔し

て尙莫大なる收益を得るあり、又時に氣候の小變化の爲め不慮の非運に逢ひ、富農も一朝にして貧農に入る例尠しとせず。

斯くて農民は耕作面積に就き虚偽の申告をなし、又は闇に託して巨利を得んとするが如き舉に出ずる等阿片栽培が農民に取りて全く投機的事業化し、社會風教上誠に寒心に堪へざる現象を惹起しつゝあるは之蓋し本稅に起因する所頗る多しと云ふべく、茲に關係當局の時機を得たる早急なる善處を要望す。

辦法

一、禁煙特稅は廢止せられたし。

一、禁煙特稅廢止困難なれば、一律耕作面積に賦課せず生産量に對し課稅せらるる様變更せられたし。

禁煙特稅廢止要望理由説明（克什克騰旗聯資料）

禁煙特稅は烟稅と同じく作物を對象とする稅にして、之が自由栽培物なりし時代其の收益多きに鑑み國家が財源として制定せしものなり。

然るに大同二年一月阿片專賣制が施行せられ、其の栽培地域及面積は國家の指定地域内に限り許可制となりたるも、之に對する稅制は何等の變更も無く、舊稅其の儘採用せられ來りたる結果、阿片行政上乃至耕作上幾多の弊害困難を招致することゝなれり。

茲に本稅の阿片政策上に於ける功罪につき、當省官民の一般的意見を徴すれば次の如し。

一、本稅の善き方面と思料されるもの

1、收稅の關係上耕作方面を確實に知るを以て阿片政策上最も必要なる資料を得るに容易なり。

2、耕作は許可制なるため密作を取締るに便なり。

- 3、收貨量の豫想を確實ならしめる。
- 4、許可證を發行せるため收納量と耕作面積とを睨み合せ隠匿阿片の發見容易なり。
- 5、國家の財源となる。

【註】 本税は一畝（一晌の十分之一）に對し五圓なり。其の内譯は國稅四圓省附加捐五拾錢旗附加捐五拾錢なり。

二、本税の惡き方面と思料されるもの

- 1、税額頗る高き反面、災害多き阿片を栽培する農民は不慮の損害に備へんか爲め、耕作に際し違法行爲を敢てする風習をもたらせり。

【註】

(イ) 當省阿片栽培地域に於ける地税は一項に付き上則拾圓、下則八圓、砂地五圓なるも阿片耕作地は上下則の別なく一律に五百圓なり。

(ロ) 面積査定が實際的に正確を期し難い爲め、耕作面積は許可面積より常に廣目なり。

(ハ) 阿片は發芽より收穫迄凡そ百日目にして、而も普通蔬菜よりも脆弱なるため、風、降雹共に害あり。尙降雨も時により、量により不可にして、特に開花時及收穫期の降雨は被害甚大なるものあり、斯くの如く天候に絶對的に左右せらるゝものなれば例年災害はつきものなり。加ふるに税捐多額なるため農民は損害、豫防に腐心し、凡そ次の如き三段構への作付けをなすを常とす。即ち

- 一、河川に最も近き低地作付（之は降雨爲き場合河川より灌溉をなし收穫する便あれど降雨量多ければ流失の恐あり）
- 二、院子裡作付（之は雨に關係無く井水を以て灌溉をなし確實に收穫し得れども極少面積に限つゝ可能なり）
- 三、高地作付（之は降雨多き場合のみ收穫可能にして低地作物の流失を豫想し、その損害を補填せんとするに他意なし）

なし）

1、の如き事情なれば、實際作付面積は許可面積より稍々廣めにして、其の割に許可面積五畝に付き一畝乃至三畝に及ぶものあり。之は勿論違法行爲なるも農民としては又止むを得ざる處置ならん。

三、災害調査は技術的に困難なり

國家に於ては阿片法令を定め、災害の程度に應じ税の免減を圖り、充分生産農民の保護に努めんとするも現状はそれに達せず、而も前述の通り阿片は例年多少の差こそあれ、災害は付きものにして、之が査定は技術的に困難なるのみならず、未だ基準たるべき資料なき爲め査定は調査員の主觀に依存する點多く査定に公平を缺く恐れあり。

殊に本税の如く直に生産農民に重大利害を有するものは多分に政治的解決を要請されるにも拘らず、其の免減權は比較的民衆に接觸面少き稅務監督署に握ざられあるは阿片行政上圓滑を缺くものあり。

上述の一、二は共に例年農民及官吏に不正事件を惹起せしめる二大温床にして、阿片の闇黒面はこゝに出發すると斷ずるも敢て過言にあらず、以上を要約するに阿片は災害率多き反面収益又莫大なるため各種の矛盾闇黒面を藏し、民心之が爲に明朗ならず、社會風教上頗る惡影響を及ぼし居る現状なり。

更に阿片栽培面積は中央政府の割當によるため、其の面積を越ゆる場合は耕作希望の農民も耕作を許されず、所謂「作りたきに作られず」の嘆聲を聞く反面、幸に栽培許可を得たる者と雖も、其の作柄が税金額に前後するが如き場合は潔よく全作物を伐採し、全災害の報告をなすが如きは枚擧に遑なく、全く國民利福に背馳することより甚だしきはなし。斯かる諸問題に絡み過去に於て幾多優秀なる行政官が阿片政策の犠牲となりしが、勿論無智なる農民の犠牲は明闇兩相を通じ筆紙に盡くし難きものあり。然らば如何にせば阿片政策を明朗ならしめ得るや、勿論生産農民の自覺向上に俟つべきもの大なりとは云へ、當面の處置として考慮し得らるゝものは高率なる禁煙特稅の廢止之なり。

禁烟特稅廢止後の財政對策として擧げらるゝもの次の如し。

- 1、國家の禁烟政策に則り消費者に負擔せしむ。
- 2、收買價格の遞減、之れは生産者の負擔に歸するも、從來の如き滯納稅による財政不安定感を除去するのみならず、收穫量を對照とするため、耕作面積に課稅するよりも負擔率は必然的に公平化する故に、本稅が廢止せらるゝとせば無智なる農民にとりて煩雜なる災害報告の手續は無用となり、従つて實查困難にして不正事件の温床たる災害程度の査定も不要となり、明朗なる阿片政策遂行の基礎はこゝに築かるべし。

結 論

若し斯かる要望が實現せらるゝに於ては、現地機關は只管阿片の完全收買と隱匿阿片の防止に全力を傾注するを以て足り、農民も亦安じて其の栽培に當る事を得ん、即ち稅捐に關係なしとせば、耕作面積届出は自ら正確となるは必然にして、阿片に絡まるゝ不正の蔭を消滅することを得べし。

第七號 地下資源開發に關する件

興安西省聯合協議會提出

理 由

當省一帶は未だ鑛業法の施行地域外にあり、之れが爲め豊富なる地下資源を有するにも不拘、其の開發に着手し得ざるの憾みあり。

當省内には銅、鉛、鐵、黒水晶、石炭鑛等既に確認せられたるものゝ外、幾多有用鑛産物の埋藏せられあるを豫想す。現在の如き非常時局に於て國防上、産業開發上有用豊富なる資源が死藏せらるゝは甚だ遺憾なり。

辦 法

- 一、鑛業法を施行すること。
- 但し鑛業法の施行に當りては蒙地の特殊性を考慮すること。
- 二、地下資源の調査を實施すること。

第八號 滿系商人の在華北家族向送金に關する件

興安北省聯合協議會提出

理 由

興安北省在住滿系商業者竝に店員の家族は殆ど華北原籍地に在りて、一切の生活費用は從來當地よりの送金に俟つ所なれば、現在の如く送金意の如くなうざる状態に於ける原籍地家族は生活を維持すること能はず全く困却する實情に在り、若し斯かる状態繼續せば全滿々系共通の大問題たり。

辦 法

- 一、爲替管理法の許す範圍内に於いて單に労働者のみならず、商業者家族向送金に付いても慎重審議の上送金許可額を増加すること。

第九號 日本開拓團農耕地確定期に關する件

牡丹江省聯合協議會提出

理由

開拓團入植豫定地に於て、地域及入植時期の指示と實際入植との間に期間短く、原住民との問題其の他隨處に支障を生じ無益の摩擦手数を要すること多し。

辦法

開拓團入植豫定地の地域及入植時期は可及的速かに明確なる指示を與へ、指示したる通り實行すること。

第一〇號 醫療用品並に醫療機械の需給對策に關する件

奉天省聯合協議會提出

理由

國民の保健衛生は醫療の充實と醫藥品の完備に依らざれば其の成果を期し得ず、然るに現在醫藥品の大部分は輸入に俟つか、其の輸入は頗る困難にして需要を充し得ざる状態なり。依つて之が根本對策として國內資源を開發し、國內の需要は國內に於て生産し、以て圓滑低廉なる配給を爲し得る様要望するものなり。

辦法

- 一、醫師及齒科醫團體等に對する藥品、衛生材料は之を地區配給又は特需とすること。
- 二、新規に開業せんとする者の醫療機器は特に其の配給を容易ならしめること。
- 三、醫療に附隨する諸材料の配給圓滑方を考慮すること。
- 四、國內に於て其の生産を計る積極的方策を樹立すること。

第一一號 藥製品に關する件

奉天省聯合協議會提出

理由

農民の副業として獎勵し居る藥製品の價格に適正ならざるを以て之が合理化を圖り、其の統制方法を改善する要あり。

辦法

- 一、滿洲產業株式會社の手数料及諸掛其の他を再検討し、收買並に販賣價格の適正を圖ること。
- 一、右にして尙支障ある場合は、藥製品統制上滿洲產業株式會社在の必要性に關し根本的検討を加へ、興農合作社聯合會をして直接配給の衝に當らしめ經費の輕減を圖ること。

【參考資料参照のこと】

(參考資料)

藥工品に於ける収買價格三十八錢にては到底採算とれず逆に約十四錢の不足を見る。一方筵(毛筵)に於ては非常なる割合にて収とは比較にならず約七錢弱の餘裕を來す状態にあり、如何に増産を目標とし獎勵するも收買價格右の如き矛盾(別表)を生ずるに於ては結果必然的に筵に比し収の大量不足を來たすは火を見るより明かなり。眞に増産を目指すならば速かに収買價格の引上げを實施せられ度し。

尙収買價格三十八錢、販賣價格四十八錢五厘、其の差(別表)一〇錢五厘の幅を生じ、繩に於ても收買價格千疋に付き六十

六圓、販賣價格九十六圓(別表)三十圓の利益ある状態なるを以て、薬工品の生産は採算不引合なるに依り生産者の苦痛は勿論、消費者も其の高價に苦しむ質状にあり、同産業會社は奨励金又は品評會と相當經費を支出せるに依り會社自體としては利益なしと説明せるも、嘗て合作社直接關係せし折は繩に於ける收買及販賣の幅十五圓の少差にて賄せるを以て見るも、現在の夫れが如何に不當の利益なるかを知る可し。

尙問題は本年度秋期出廻期前に改良若しくは解消せざれば其の産額に於て甚大なる減少を見る事明かなりと思料す。

第二二號 葦蓆及葦子統制に關する件

錦州省聯合協議會提出

理由

盤山縣及其の附近は土質最も悪く強度の「アルカリ」性を有し農産物の生産少く、葦蓆及葦子は主要なる特産物であり年産額は約二百餘萬圓に上る。縣民は之を副業とし、或は營業とする者も亦相當數ある所、昨年十二月葦蓆及葦子の統制令を布かれて以來業者に一大暗影を與へ、其の影響するところ大にして主なる點を擧げれば左の如し。

1、葦蓆原料の統制

大葦一束(高二十九尺重量三五疋以上)の時價格は四圓乃至六圓たりし事を、昨年十二月統制令の公布により價格は一圓二十錢乃至二圓に低下し、これを前項と比較するに相當の差を見るに至れり。然るに一時物價騰貴に依りこれを燃料となさば高價に賣却出來得る爲め、農民刈取の葦燃料に供する事となり、葦蓆増産上多大なる影響を受けつゝあり。

2、葦、蓆價格の低下

葦蓆製造は相當の利益あるが爲め農民は競つて製作し、昨年春頃は葦蓆一枚(長さ二十一尺幅五尺)の價格は二圓至四

ところ、今般の統制令に依つて六十錢乃至二圓六十八錢に低下し、之が工賃の騰貴は葦子増産計畫上一大支障あり、統制價格實施前との比較次の如し。

未統制時の葦子及安平價格比較表

等級	單價(束)	編蓆數量		蓆之出荷價格		蓆每張之獲利		
		一二尺	一〇尺	一二尺	一〇尺	一二尺	一〇尺	
特品	五、〇〇—六、〇〇	二、五張	三張以上	四張以上	三、〇〇—三、六〇	三、〇〇—三、五〇	一、六〇位	一、五〇位
上品	四、五〇以上	〃	〃	〃	三、〇〇—三、八〇	三、〇〇—三、九〇	一、七〇位	一、四〇位
中品	四、〇〇以上	〃	〃	〃	三、〇〇—三、四〇	三、〇〇—三、三〇	一、四〇位	一、三〇位
普通品	三、五〇以上	〃	〃	〃	三、〇〇—三、三〇	三、〇〇—三、二〇	一、三〇位	一、二〇位
下品	三、〇〇以上	〃	〃	〃	一、八〇—二、三〇	一、六〇—二、一〇	一、〇〇位	一、〇〇位

【備考】 安平一枚毎の利益、但し原料運搬賃十錢、葦割賃三十錢、夜業油代十錢等を除きたる純益なり。

統制の葦蓆價格表

規格	上	中	普通	外	備考
五—一二尺	二、六八圓	二、六三	二、五〇	一、〇〇	
五—一〇尺	二、六四圓	二、一八	二、一八	〇、九〇	

五―八尺	一、七九圓	一、七五	一、六一	〇、八〇
四―九尺	一、六一圓	一、五五	一、四三	〇、七〇
四―八尺	一、四三圓	一、三七	一、二五	〇、六〇

辦法

- 1、大葦價格を引上げる事(最高四圓とし運搬費は別に計算すること)
- 2、葦席買收價格を三圓五十錢に引上げ、尺度超過及品質優良のものは特に考慮すること。

第二三號 強制調停制度設定に關する件

(主として小作紛争事件に就て)

安東省聯合協議會提出

理由

我が滿洲國に於ては各民族間の民度、感情、慣習等の相違に因り、調停を要する紛争事件等も單一民族國家の場合とは趣旨を異にし、其の件數に於て將又性質に於てより多種且つ微妙を極め、調停機關を尠からず煩惱させる實情にあるは自他共に認めらる處なり。就中軌近煩發する小作争議の如きは其の最も顯著なる事例にして、小作人の生業安定、農村氣風の潤澤、糧穀増産の助長等何れの觀點よりするも、一時も疎せにすべからざる事象なりと思惟す。之等に對する現在の處理方法としては警察、協和會法院等の調停が行はれありと雖も、根本的に兩者の利害相反し、相容れざる場合多く、當事者の意思を合致するが如く誘導することは、過去に於ける幾多の實例に徴し不可能に近きものと斷するも過言ではなかるべく、斯かる無駄なる紛争が遷延擴

大しつゝあるは實に遺憾に堪へざるところなり。因つて適切妥當なる辦法を討究するを要す。

辦法

- 一、現行調停法を改正し、小作紛争事件に限り強制的に調停し得る制度を設くること。
- 二、調停主任は地主、小作人双方から信頼の厚い人間を當らしめること。

第一四號 農民冬期副業に關する件

三江省聯合協議會提出

理由

現在農家一戸の自家勞力にての最大可耕面積を六町歩として、其の中二町歩を飼料に、一町歩を食料、残り三町歩よりの生産物を販賣したる場合一町歩約百五拾圓とし、僅か四百五拾圓にして之を以て一ケ年間の居住被服、副食物、教育費、交際費等を考慮せば、今日の物價高の折誠に寒心に堪えざるものあり。

北滿は約七ヶ月が冬であり、此の冬に農民に適當の副業を興へることは獨り農民生活の安定向上に止まらず、更に生産擴充の點より緊要なる問題にして之が對策樹立は現下喫緊の要事と思料せらる。

辦法

- 一、山林接續地帯にありては附近農民の冬期副業として之が伐採製炭等に當らしめ、此の直接指導は政府に於てなし地方業者を入れるを避けること。
- 二、地方的特産物の産出に對し之を指導獎勵し、特に優秀なるものの製産に對しては之を表彰獎勵し販路に對しても盡力するべし。

- 三、地方工鑛等と連絡し農閑期勞力の使用を講ずること。
- 四、冬期に於ける土木工事は業者を入れる事なく可及的の地方民の直接請負とし、地方民收入の途を講ずること。

第一五號 諸物資増産擴充に關する件

濱江省聯合協議會提出

理由

吾國に於ては日滿一體の下に自主的經濟建設を目的し、産業五ヶ年計畫により鑛産、農畜産、林産等重輕工業部門並に農産部門に亘り之が資源の開發増進に邁進しつゝあり。而も其の進捗所期の計畫を着々實現しつゝあるは我等國民等しく之を喜び、且つ力強く感ぜしめらる所なるも、一、二のものにありては之が計畫と実績との間に相違を來すに非ずやと憂慮せらるゝものあり。勿論、計畫と実績の一致は容易に望まれ難きことなるも、急速なる國防經濟建設完成の要請なる、時局の要請なるに鑑み之が齟齬の原因を検討し善處する要ありと思料せらる。然して之が原因と思料せらるゝ點は

- (一) 各産業部門に於ける生産計畫の樹立及其の企畫上必要なる諸般の統計資料の粗朴且つ不正確なること。
 - (二) 各産業部門に對する統制並に其運営の不圓滑なること。
 - (三) 各産業部門に對し民間の技術及資本の動員參割の不可能なること。
 - (四) 日滿間の爲替管理の強行されあること。
 - (五) 勞働力の調整不完備なること。
- 等にして右に付き適當對處するに於ては一層效果的なる計畫遂行を期し得らるゝものと思料す。

辦法

- 一、國內的實情と對外的情勢とを綜合し、各産業部門に對する綜合計畫を確立すること。

- 二、産業部門に對する統制と運営を改善すること。
- 三、各種部門に亘り國家的企業生産のみに依存せず、民間技術並に資本を廣く動員參割せしむること。
- 四、日滿間の爲替管理を緩和し日本内地及半島の資本及技術を進出せしめ各種企業に參割せしむること。
- 五、勞働力の調整を計ること。

第一六號 興農合作社資金獲得並に營農資金貸放圓滑化に關する件

濱江省聯合協議會提出

理由

高度國防經濟建設の確立に當り、農産物の増産を計るは國家最重要國策の一にして之れが爲には農民の營農資金が重大なる役割を有するは再言を要せざる處にして、特に過去に於ける農民の營農資金は地主、糧棧、精米業者、商店等に依存せしが、糧穀統制に伴ひ上者の融通は絶斷され、一、二の興農合作社に依存の他途なき現状なり。然るに合作社は十分なる農民の必要資金を貸放し難きに依り、農民の不便は勿論のこと増産部門に影響なしとせず。

- 一、興農貸款の時期を失せざる様取扱計ふこと。
- 二、農民の營農に支障なき様貸款高を圓滑ならしむること。
- 三、農具、役畜資金の長期貸款を實施すること。
- 四、滿拓地區内に於ける原住民に對する貸款は合作社に取扱はしめ、農村金融の一元化を計ること。
- 五、農産物取扱者たる特殊會社及指定收買人並に關係業者の資金を動員せしめ、興農合作社の資金獲得に萬全を期すること。

第一七號 林野政策徹底に關する件

理由

間島省聯合協議會提出

間島省、就中汪清縣の如きは森林地帯なるも、近年大量の伐採及山火事の爲山に樹木減じ之れが影響甚だしきものありて水害の恐れは勿論、旱魃の災を招く素因ともなり、尙數年後に於ては燃料の飢饉をも呈するに非らざるやを憂ふるものなり。目下政府に於ては農村備林の徹底を期し居るも、一般住民を見るに今尙愛林思想に乏しきは甚だ憂慮に堪へず。之は要するに民間の企業性を充分利用せざる林野政策の不徹底に起因するものと云ふべく依つて左の辦法に依る之が徹底を期し、山火防止、植林勵行に努められ度。

辦法

一、國有林野に對する部分林制を採用すること。

例へば國有林野に一般民間をして植林育成に當らしめ、之が處分收得を官二民八の割合にてなすこと。
尙下草刈は植林者の收得たらしむること。

第一八號 民間申出鑛區及經營鑛區の開發促進に關する件

理由

間島省聯合協議會提出

現下出炭問題の重要性に鑑み、政府に於ても之が増産對策に關心せられ居るも、依然民間申出鑛區は許可せられざるを以て之等鑛區は時局に反し死蔵の情況にあるのみならず、既得鑛業權又は租鑛權を有し、經營中の炭鑛に對しても何等助成策なく放任の狀況にあるは遺憾に堪へざるところなり。

辦法

一、民間申出石炭鑛區に對し、滿洲炭鑛會社に於て採掘計畫不能なる鑛區は急速處理の上一日も早く民間側採掘に移すべき手續をなし、現狀に於ける急務たる増産に邁進せしむること。

二、既に相當合理的に經營せられ居る炭鑛に對しては、特殊會社炭鑛と同様政府に於て優先的に資材配給する等の方法を講じ、出炭能率の向上に努めること。

三、單位地域に於て個々の經營に掛る炭鑛を統合し、之が一元的強力なる經營團體を組織し開發の積極化を計ると共に、滿洲鑛發及滿洲炭鑛會社は民間申出石炭鑛區に對する取扱の改善をなすこと。

四、金鑛、其の他の鑛區に就ても右各項と同様取扱をなすこと。

第一九號 專賣品價格統一に關する件

理由

間島省聯合協議會提出

專賣制度は國民の生活上と負擔の均衡を圖り、國內の何處を問はず價格の均一並に配給圓滑化を理想とするが、我が國は資源關係、交通不便等に依り配給不圓滑、僻陬點に於ける運賃加算は萬已むを得ざることとなるも、甚だしきは運送途中破損又は消耗されたる分迄需要者に負擔、(例へば石油罐が破損し漏れたる如き場合)せしむるが如き事例あるは遺憾に堪へざる

なり。

辦法

省を單位とする價格統一を圖ること。

第二〇號 勞務對策に關する件

- 1、勞務對策に關する件（奉天）
- 2、勞務統制問題に關する件（吉林）
- 3、勞工對策樹立に關する件（四平）
- 4、勞務統制強化に關する件（黑河）
- 5、勞工統制並に待遇改善に關する件（濱江）
- 6、勞働力の確保並に福祉施設促進に關する件（三江）
- 7、公定勞働賃銀嚴守方取締に關する件（興南）
- 8、國民總服役制度確立に關する件（通化）

理由

高度國防國家體制の急速なる確立のため國防的諸施設の急速なる完成、軍需工業及基礎産業に於ける生産力の擴充確保、食糧増産等の要請に基く勞務者需要の激増せる實情なるに拘はらず、國外勞働者の入滿減に伴ひ、國內勞働者の供給を強度に要請せられたる結果、既に全國都市農村より供出せられたる勞働者は極めて多數に達せり。

近き將來と雖も勞働者の需要減の見込なく、却つて需要増の一途を迎るべきは明瞭なるを以て關係機關に於ては速かに是が對

策を考究し、之に善處するの方策を講ずるは刻下の緊要事なり。

政府及關係機關に於ては速かに應急並に恒久の對策を講じ以て國策遂行に遺憾なからしむると共に、國民生活の安定を圖られ

辦法

緊急對策

緊急對策と恒久對策とは嚴密には區別し得ざるも、緊急に處置を講ずるの要ありと思料さるるもの次の如し。

一、勞務統制機構及制度に就て

- 1、勞務統制に關係を有する機關を整備統合し、之を強化すること（三江、吉林、奉天、濱江、黑河、四平）
- 2、登録及勞働票の制度を改善整備すること（奉天）
- 3、勞工協會は勞務者集散地に於ける支部出張所を増設し其の機能を強化し現實的運營を圖ること。（三江、興安南）
- 4、勞働者の確保供出、配分等に關し強力にして一元的國家の統制計畫を速に樹立すること（黑河）

二、勞務管理

- 1、關係當局及業者は宿舍、給與、慰安、福祉施設及醫療施設の萬全を期し、需品特に食糧及防寒具等の供給を的確且つ迅速ならしむること（奉天、濱江、三江、黑河）
- 2、募集、輸送、使用及管理の一貫性を確立すること（吉林）
- 3、疾病、負傷或は死亡等に對する處置を充分ならしめ、死亡者に對する處置、故郷への通知事項處理等に遺憾なからしむること。（三江）
- 4、下請人把頭の監督を嚴にすると共に其自體肅正を促すこと（奉天、三江）

- 5、勞力逃散防止策を講ずること(奉天)
- 6、各種工人の作業時間を規定すること(興安南)

三、募集方法及時機の適正

- 1、勞務者募集を統制し、身分を保證すると共に家族の保證をなすこと(吉林)
- 2、募集に際しては極力權力作用を避け、分會組織を通じて行ふ組織的動員を實施すること(奉天、吉林)
- 3、國外勞働者の誘致策及確保策として、入滿後の待遇及處置に萬全を期すると共に國外賃銀との均衡を圖り、爲替政策を是正して送金制度を緩和し國外家族の移住の方法を構すること(奉天、三江、濱江)
- 4、募集の時機は之を考慮すること(奉天、四平)

四、勞力の需給調整

- 1、勞務の需要を取捨調節し、之を合理化すること(地域的、時機的産業種別的)(四平、奉天)
- 2、全國勞働力を正確にし其の不足勞働力の對策を至急樹立すること(濱江)
- 3、勞働力の涵養、能率増進の方途を講じ不足勞働力の缺を補ふこと(吉林、奉天)
- 4、都市と農村の勞銀の均衡を計ること(奉天)

五、勞銀の調整

- 1、勞賃と生必需品價格との均衡を計ると共に、土建竝に農村賃銀を引下げ、鑛山、工場及特殊勞銀は是を是正すること(奉天、濱江)
- 2、地區協定賃銀は各省に於て嚴守すること(黑河、奉天)
- 3、現行協定制度を改め、國家統制による官民一體なる統制制度の確立を期すること(吉林、濱江)

- 4、賃銀と攤派との關係を調整し、都市と農村との勞銀の均衡を圖ること(奉天)
- 5、攤派の合理化を圖ること(四平)
- 6、賦役を最少限度に止めること(奉天)
- 7、勞賃の取締強化と闇防止對策を樹立すること(奉天、濱江、興南)

恒久的對策

- 一、全國に勤勞運動を展開し、國內勞働力の積極的培養を圖ること(濱江、三江)
- 二、從來の慣習上より來る「苦力觀」を是正し、國家建設の重要な産業戰士たるの待遇保護をなし、名譽と自覺とを培養し一般に勤勞愛好の精神を涵養すること(濱江、三江、四平)
- 三、農本改良による勞力節約を計ると共に、婦女子勞働力の街頭進出の運動を展開すること(三江、吉林)
- 四、疾病、工事終了其の他の事情に依り生じたる失業勞働者に對しては、所管機關及業者に於て責任ある輔導の許にその職業の斡旋及事後の處理の萬全を期せられ度(三江)
- 五、兵役に服せざる壯丁及青壯年は必ず一定期間内國家的建設事業に勞力奉仕を爲すこと(通化)
- 六、治安不良、地區の道路建設其の他國家的要請に基く事業に對しての勞力は、獨り其の地方住民の負擔にせず全國より動員せしむること(通化)

第二一號 特殊作物増産に關する件

- 1、特殊作物増産に關する件(通化)
- 2、洋麻及線麻に關する件(奉天)

3、特用作物災害補償制度確立竝に責任栽培制度の實施方に關する件（奉天）

特殊作物増産に關する件

通化省聯合協議會
奉天省聯合協議會
提出

理由

現下我國諸物動計畫遂行上、洋麻及線麻其他特殊作物の増殖は緊要事なり。然し之れが收買價格低廉なる關係上他の雜穀栽培に比し耕作農家は收支不均衡を來たし、其の苦痛甚だしく當局は増殖計畫に再檢討を加へ收買價格の適正化竝に加工施設等に關し善處せられ度し。

尙政府に於て之か災害保障制度を確立せば農家の責任栽培制度も同時に實施さるべきものと思惟す。

辦法

- 一、買付等級決定に際しては鐵道沿線は同一級地とし、尙沿線より奥地の場合は距離に限度を設け、それより遠距離に至るも收買價格を遞減せざることを（通化）
- 二、線麻買付は歩引をなさず實行により買上げることを（通化）
- 三、收買價格の適正なる引上及獎勵金交付の増額をなし、他の作物と價格均衡を保持すること（通化、奉天）
- 四、加工施設を設置すること。
- 五、適地にして浸水池なき地方には、麻作付の指定前貯水池を設置する事（奉天）
- 六、警備道路兩側に麻栽培を許可すること（奉天）

七、國庫又は特殊會社の災害保證制度を確立すること（奉天）

第二二號 農産物竝に生活必需品適正價格に關する件

- 1、農産物價格と生活必需品價格調整に關する件（吉林）
- 2、農産物と生活必需品の價格適正化に關する件（奉天）
- 3、農産物價格對策に關する件（奉天）
- 4、農産物増産竝に價格適正化に關する件（三江）
- 5、農産物收買價格の適正化に關する件（黑河）
- 6、糧穀價格の引上に關する件（北安）
- 7、農産物價格調整に關する件（興南）
- 8、農産物收買竝に販賣價格調整に關する件（間島）
- 9、糧穀統制改善に關する件（通化）

理由

我國は農を以て國本と定め國民の約八割は農民にして其の生活は悉く農産物に依存す。故に農産物價格の適否は農民生活に甚大の影響あるのみならず、國家經濟竝に國民生活を左右するは勿論種々なる重要國策遂行に支障を來す事も今更贅言を要せざる處なり。

然るに現今實施中の農産物收買價格は甚だ適正を缺き生活必需品價格と均衡を失する點次の如し。

一、農産物價格は糧穀統制法に依り殆ど釘付同様なるに反し、勞働賃金生産用品及日常生活必需品は一應公定價格を制定せら

れたるも非常なる騰貴を來し、加ふるに物資配給の不圓滑に基因する闇相場横行し、公定價格を以てしては入手困難なる實情にありて別表（永吉縣農家實態調査、興京縣農產物年度別價格表）の示す如く、現在の收買價格を以てしては悉く生産費を割る有様なり。

二、我國は氣候其の他の關係に依り農民の副業収入なく、農民は生活必需品購入費諸公課金其の他凡ての費用及負擔金は唯一生産糧穀に依存し居るに拘らず、農產物を除きたる諸物價は政府の低物價政策に反し非常なる指數を以て騰貴しつつあり。奉天地方の例を取れば、建國當時高粱舊折一斗を以て棉布十尺を求め得たるに、今日麻綿綿布三尺をも求め得ず、又農耕上缺くべからざる馬一匹の値は五六百圓にして、數年前高粱十石にて求め得たるに今日は高粱二十石を要す。

三、黑河省の如く僻遠の地にして氣候、交通共悪しく、生活必需品及労働賃金等特に高價なる地區と南滿の如く諸生活並に生産條件の好き地方と糧穀收買價格の一律なることは不合理なり。

即ち米穀收買價格は過度に均一なること、收買價格と販賣價格との差甚だしこれはプール價格制採用に基因するものとは云へ實情に則せず。

又糧穀並に特產物は全國的基準價格採用し居るが、我國の如き廣範なる農産地を有する國の實情に添はず、反對に價格の差甚だしく、又同一生産地帯に於ても奥地と沿線地との收買價格の差（出荷運搬賃の率に依る）相當懸隔ありて農業企業性を根本的に動搖せしむること相當大なり。

四、農產物の收買並に販賣價格は全面的に連繋性乏しく米穀、糧穀並に特產物の各々の價格の基準は個別に分立遊離されて居り、一貫したる價格政策不徹底なり。

康德五、六年の雜穀は今年高粱包米の價格に比し三割乃至五割なるに、康德八年は獎勵金を含めたる高粱、包米と概ね同額にして、大豆は高粱包米に比し前者同業二割乃至五割高なるも現在は同額なり。

又米は粟より僅かに百斤につき三四十三錢高し、依つて粟を食し、米を出すべき農家は却つて粟を食せず米を食し、益々米穀の不足を來す現狀なり。

五、近來生活必需品の價格騰貴したるにも拘らず、糧穀の販賣價格は低廉なり。

六、現在の糧穀收買は興農合作社の持つ現地農產物交易場或は指定收買所に於て之を取扱ひ居るも、該交易場は殆ど村公所や在地に設置しあるか、若しくは二、三村を單位として一個處の交易場を設置しあり。従つて糧穀收買價格は交易場を以て一單位となし居る爲め、交易場所在地よりの距離の遠近に依り農民の實收には大いに差異あり甚だしきに至りては運搬費旅費を控除せば手取り幾何も無き場合あり。

辦法

農本立國の國是を物心兩面より速かに確立闡明すると共に、農民自給經濟を擴充し、増産に對する農民の理解力を積極ならしめる爲め次の諸辦法の實施を計ること。

一、適正價格に關するもの

- 1、農產物を引上ぐるか若は生活必需品を悉く統制し兩者の價格の均衡を計ること。
- 2、農產物價格は正しき生産費の算定に基き決定すると共に、大豆と高粱、包米、粟と米穀等相互間の價格の均衡合理化を計ること。
- 3、米穀の收買販賣價格に關しては日本内地及朝鮮に於ける價格と均衡を保たしむること。
- 4、地場消費糧穀は、收買價格に絶対必要の諸掛を計算したるものを小賣價格とすること。
- 5、生産地區並に消費地區制（省地域以上の管區制）を採用し、米穀の收買價格と販賣價格との尨大なる價格差を極限に調整すること。

16、糧穀並に特産物の收買價格は之を地區的基準制を實施し、地方的價格差を補正すると共に、之が販賣價格は生産地區並に消費地區採用に依り合理的に調整すること。

7、黒河の特殊事情を検討し現地に適應せる收買價格に改正すること。

二、生産費並に運賃諸掛に關するもの

1、生産費の高騰を防ぐ爲め、生産費の四、五割を占むる小作料の高騰防止策を樹立すると共に、農村労働賃金を高騰せざる様法令を以て定むること。

2、出荷運賃は之を農産公社又は收買人の負擔とし、交通不便のところの運賃補填方法を講ずると共に、收買配給に要する手数料及諸掛に再検討を加ふること。

3、糧穀並に特産物の出荷運賃は之を單位距離に依る遞減制を採用し、奥地生産者と沿線地生産者との出荷運賃負擔の均衡を図ること。

4、鐵道輸送賃は之を生産者に轉嫁せしめず、統制會社（又は政府補償）若は消費者に負擔せしむること。

5、小運搬業者の統制對策を急速樹立し、小運搬機構の整備並運賃の統制を強化すること。

6、統制會社の綜合速急實現に依り經費の節減をなすと共に、統制會社現地機關の事業諸費の縮小をなし以て必要限度に於て地方公共團體の活用を期すること。

三、其の他

1、集荷收買の方法は現制度を逐次改善し急激なる變化を爲さざること。

2、公定價格決定の際には農民代表を數人協議に参加せしめ、農村の實狀を充分聞かざること。

3、農産物検査の一元化を図ること。

4、闇取引の絶滅を計り一般價格の高騰を防ぐ爲め配給組織を合理化すると共に、經濟警察を強化し嚴罰主義を取ること。

第三號 農村振興並に増産對策に關する

1、農本主義具現化に基く農産物増産計畫確立に關する件（東安）

2、農産物増産政策に對する糧食並に肥料配給確立方に關する件（奉天）

3、農村振興對策樹立に關する件（四平）

4、農村振興根本對策並に農産物増産に關する件（興南）

5、農村振興並に農産物増産及蒐荷促進に關する件（濱江）

6、米穀増産計畫確立に關する件（奉天）

7、農畜林産物増産に關する件（北安）

8、農家安定に關する件（安東）

9、自作農創定徹底並に資金擴充方に關する件（濱江）

10、農村振興に關する件（牡丹江）

11、役畜保險制度設置の件（牡丹江）

一、（東安）

一、我滿洲國に於ては農本主義に基く政策を更に一段と強化するを要す。國家隆昌の底力は農民の質と量如何に依存し、農民の質的向上は實に農民自身の覺醒を第一要義とすべきも、國家は夫れに對し封建的な羈絆の下に膠着し、其の發展を阻害せしむることなく、都市、鐵道沿線中心的現實を一擲し、極めて文化低下なる農村地帯に一貫して國家政策集中實施し、立遅

れたる農村層の躍進を期待す。

二、更に農産物の増産に依つて富家強國の基を築き國家百年の安泰を期待すべきなり。建國以來農産物増産運動は各種の手段を講じ促進せられつつあるも、其の過程を觀じ來たれば農村の實態に即應し得ざる點尠しとせず、一面現下の統制經濟が強化高度化せらるゝに従ひ、必然恒久抜本的なる農産物の組織的増産計畫は、一段の急速化と實態に即應する根本策の樹立を要請さるゝ現況にありと思料す。

二、(奉 天)

一、農産物増産に就ては、政府當局に於て夙より根本對策研究中にして、來年度以後の配給に就ては萬遺憾なきを期しつゝありと承るも、蓋平縣の如く高度の農業形態を有する縣に於ては、肥料並に糧食の配給如何は常に同縣民の生命の存続如何を支配し、一朝の對策によつて解決し得べきに非ずと思料せらるる故、茲に蓋平縣の特殊事情を開陳し、當局の特別なる考慮方を要望す。

二、蓋平縣の東部一帯は山岳地帯にして柞蠶を飼育し、西部海岸地方はアルカリ地帯にして不毛地を形成す。その中間の耕作地は全縣面積の十九%に過ぎず、而もこれ等は二百五十年間の耕作による地力消耗の結果多數の肥料を要するものにして、加ふるに耕作物には棉花、煙草、蔬菜、果樹等特殊作物多く、中には全滿大都市の需要量の數十%を滿せるものあり。斯くて面積に比し人口稠密なる蓋平縣は之等特殊作物による利益により縣民の生活を可能ならしめつゝあり。従つて自由經濟時代に於ても一年間四十萬石乃至五十萬石の主要食物と最少限三、四萬噸の大豆(並に豆粕)の縣内移入の實績を有したるものなるも、糧穀統制以來は忽ちその數分の一に減少したる結果、糧食の不足は縣内全般の惱みとなり、就中街附近は山岳地帯、漁村、特殊作物地帯に於て甚だしき爲に、草根、木芽を食ふが如き慘狀すら呈するもの尠からず。大豆粕の不足は特殊作物並に家畜に於ける未曾有の不成績となり。前述の糧食の不足と相俟つて國民は屢次の打撃に

遇ふ。

依而之に即應せる具體策を確立するに非ざれば、今後如何なる善政を施すとも其の回復は容易ならざるものと思料せらる。

三、(四 平)

近時農村の疲弊は愈々深刻化し其の不安増大しつゝあり。

農産物増産の叫ばれる今日、作付面積の減少を來し、亦國民總力の結集を要する時、農村がかゝる状態にあるは憂慮に堪へず、本件に關しては數年前より各級聯合協議會に上提せられ、其の必要性は官民共熟知せるも、根本的に對策樹立せられざるため遂に現今の如き窮狀を呈するに至りたり。

四、(興 安 南)

農村の興亡は國運の消長を左右する重要不可缺の問題にして、政府は基本國策たる農産物増産と農民生活の安定に關し、熟慮考究を重ねつつあるものと思料せらるるも、未だ農業の根本條件たる土地小作問題の具體的方策を樹立されざるやに思考せらる。

五、(濱 江)

農産物増産對策を講ずるには左記條件の再検討を必要とす。

記

- 一、増産計畫自體が素朴なる資料上に樹立せられ爲め、計畫が實地に適せざること。
- 二、協和會分會、村公署、興農會等の活動が不活潑なるに依り農家、農村の實態が把握出來ざること。
- 三、農産物價格と生活必需品價格が缺狀となり、農民生活が窮乏に傾きつつあること。
- 四、勞力不足、勞賃高に依る耕作面積減少されつゝあること。

- 五、開拓民の入植に依り原住民の一次的農耕廢棄並に離農に傾きつゝあること。
- 六、農村金融の不円滑に依る營農上の支障。
- 七、農具及役畜の入手難に依る影響。
- 八、在來の掠奪農法に因る地力の減退。
- 九、交易場の運営悪きため農民の蒙る時間的、物的損害。
尙奥地に於ける農産物は集散地迄の運賃諸掛が奥地になる程高く、従つて農民の手取りは減少され、生必需品は奥地なるに連れ其の運賃加算により高くなり、奥地農民の收支に不均衡を生じ居る現状なり。
- 一〇、穀物検査委員不良に依る農民の受くる打撃。
- 一一、收賣後の穀物に對する取扱ひ悪きため生ずる國家的損害並に消費者側の困難。

六、(奉 天)

増産を期せんには増産に必要な人的、物的調和と共に、指導、輔導を俟たざるべからず。その古き歴史と難苦とを経て汗血を注ぎつつ滿洲國開拓の一翼を擔當し居るも、其の保護育成に積極徹底性を缺くが故に、其の成果は豫期に反すること多々ありと思ふ。宜敷時下情勢の切實なるに鑑み、既に入滿流動しつつある鮮農開拓民及新規開拓に對し輔導助成の方針を再検討の上適切なる對策を速かに講ずる要あり。

七、(北 安)

本省は所謂北滿穀倉地帯を擁して、現に本邦最大の農産餘剩者たるのみならず、尙廣大肥沃なる未開の原野、山林を残して開拓民の入植亦全國の第一に位し、其の開發の前途眞に洋々たるものありて、事農に關する限り本省に最大の期待を以てせらるること亦其の所以ありと云ふべし。

然れ共本省農林業の實情に深き思ひを致すとき、其の自然的條件に於て、治安の現況に於て、營農法の現實に於て、勞働力の實情に於て、又農産物價格と農家必需品價格の不均衡に於て、或は生活必需品の配給に於て、更に民衆の植林思想の缺如と、毎年絶ゆることなき野火の頻發ある等農村不安と農林業不振の原因甚だ多く、若し之を現状の儘に放置せんか、其の將來必ずしも樂觀を許さざるものあり。

即ち本省は土地廣潤且つ豊沃なりと雖も、其の地北邊に位せるが故に、氣象其の他の自然的條件に於て大なる不利ありて水旱霜氷害の難あるを常とし、主要作物たる大豆、小麥と雖も未だ之を安全作物なりとは稱するを得ず、又山林を多く有すれども殆ど僻遠無住の地域に偏在して之が利用に甚だしく不便なるのみならず、農村地帯にありては愛植植樹の思想缺如せるため、植林の見るべきものなく、既存林木も濫伐を以てせると、毎年山火、野火、蔓延して漸く自生しつつある稚樹も其の厄に遭ひて今や全く林野の荒廢其の極に達し、都市は勿論農村に於てすら用材の拂底を告げつつあり。加之酷寒の風土は林木の生長を阻害して備林の造成亦容易ならざるものあり。

又野草豊は飼料作物の栽培に適し、畜産の榮ひ想ふべしとするも、酷寒の氣候と獸疫の發生とは大なる危険を伴ひ、現行掠奪農法による連年耕作は既に地方の減耗を露呈して營農不振の要因をなしつつある事實は識者の等しく認むる所、更に北支、南滿より來たりし農業勞働者の北上停止せるに依り勞賃は逐年高騰し、小作農の如きは漸く收支相償はざる程度に至り、農産物價格と農家生活必需品、特に營農器材價格との價格差の大なるは農家經濟を破綻に導き、農民生活の困苦益々大なるものあり。遂には農民の轉業又は離村の止むなき結果となり、既に其の傾向を生じつつあり。斯くては現下最大國策たる農林畜産物の増殖は到底其の萬全を期し得ざるのみならず、惹いては兵站基地たる本省の使命も亦之を完ふし得ざるに至るべし。仍つて速かにこの窮狀を轉換打破し、以て農民をして自發的に國策に協力せしむべく周到なる用意と之が永遠の根本方策の樹立實施すると共に、國民愛勞運動を展開して之が完璧を期するの要あり。

八、(牡丹江)

農村振興、農産物増産に必要缺くべからざる役畜に對し、保險制度を實施し、斃死に依る損害を分散軽減せしむるを要す。

九、(安東、濱江、牡丹江)

農具其の他一般農家生必諸物資は供給量不足にして、且つ購入價格は高騰せるに反し、農産物收買價格は抑制せられ、合作社、興農會の組織活動未完成にして、農村金融は未だに高利借金に頼りありて農家經濟は次第に困窮を増しある等、世界大戰の勃發に伴ひ農家經濟は生産、供給、消費の各部門に亘り大變動を來しあり。従つて現今各種生産、消費規正を更に適正化すると共に、自作農創定に關する指導方針を樹立し、農家經濟の恒久的安定を計るは絶對緊要事項と思料す。

二十三號の辦法

(一) 農村の再編成に關するもの

(イ) 農村に於ける土地と人口の調整を計る爲め、國內移民を積極的に遂行し、農村人口の再分布を考慮すること(東安、安東、奉天)

(ロ) 都市文化と農村文化の共榮相互交流する爲め、農村に科學化すること(醫療制度農村工業、酷農經營、淡水魚業の普及等)(東安)

(二) 農村、郷土化の徹底に關するもの

(イ) 農民の定着性を強化する爲め

(1) 農地世襲法、國有地及官有地の解放、國有地小作法の制定(東安、興安南)

(2) 至急に農耕に必要な基本面積の確保を爲し、小作制度の改善並に自作農創定策を確立すること(東安、興南、濱

江、牡丹江、四平)

(3) 不在地主所有地を調整し、浮動農の安定化を計ること(興南、奉天)

(4) 滿拓土地管理の合理北を計り原住民の離農防止策を講ずること(濱江)

(ロ) 農村を美化すると共に林産物の増産を爲し、自家用燃料の自足を計る爲め、宅地の周圍所有耕地の境界に植樹を徹底すること、これが苗木供給の爲め各村は苗圃を至急設置すること(北安)

(三) 敬農愛耕思想の普及徹底に關するもの

(イ) 農民の地位名譽を確立し、愛勞精神の涵養を實踐運動として全面的に展開すること(東安、濱江、北安)

(ロ) 勞働力及勞賃の調整を計ると共に、農村婦女子に對する勤勞精神の培養を計ること(濱江)

(ハ) 農産物を純然たる經濟の對照物として取扱ふ其の弊風を排除し、敬農精神作興により農道精神の顯現を計ること

(東安)

(四) 農村經濟の確立に關するもの

(イ) 農産物の價格と他の物價(主として生活必需品並に生産用物品)との調整均衡を計る爲め、獎勵金制度に依るが如き物價對策を是正し、獎勵金全部を固定價格に繰入れ、全面的に價格の引上げをなすと共に、農民生活に必要な物資(地下足袋、綿布の如し)の價格の引下を斷行すること(東安、濱江、北安)

(ロ) 農村に於ける物資配給の圓滑を計ると共に、配給量の適正を期すること(東安、四平)

(ハ) 農業勞働力の轉出に依り勞力不足に鑑み、勞働賃金及勞働者配置の適正を計ること(東安、四平)

(ニ) 統制經濟の主旨の徹底を期すると共に、經濟警察の強化を圖ること(四平)

(ホ) 特用作物のみに依存し、食糧の生産不能なる地方には國家として常に民食並に肥料の配給を特に考慮すること(奉天)

(ハ) 農産物の公定価格の改正発表は舊正の直後に於てなすこと(北安)

(ト) 農産物の価格を引上げるよりは低物價政策を堅持し、生活必需品價格を再檢評し、更に適正低價格を檢出すること(安東)

(五) 農村建設資金融通圓滑に關するもの

(イ) 改良農具、役畜購入資金の長期貸與をなすこと(濱江、北安)

(ロ) 自作農創設資金の貸與制度を樹立し、自作農創設を助成すること(興南、濱江)

(ハ) 歴史的考察竝に敷の上より見て、自作農創設資金關係に於て奉天省に重點を指向すること(奉天)

(ニ) 特産物を指定し、農耕資金を貸付け特約栽培とし、責任出荷量を確保すること(東安)

(ホ) 勤勞生産民たる貧小作農にも農業金融を貸付の良法を考究し、以て中農創設、農家安定に資すること(安東)

(ヘ) 春窮期に於ける小作農の食糧貸款を合作社、農業生産金融の一部に取扱ひ、以て農家民食問題の解決に資すること(安東)

(六) 農村指導育成の徹底に關するもの

(イ) 農村及び農家の正確なる實態を常に把握し、正しき指導と育成を爲す爲め、常置的調査機關を設立すること(四平、濱江)

濱江)

(ロ) 農産生産費調査委員會(假稱中央地方を一貫し官民一體的なるもの)を設置し、正當なる農産物價格決定に資すること(北安)

(ハ) 技術指導の適切を期するため、各村に指導團を設け實施に増産指導を計ること(東安)

(ニ) 日本内地及び朝鮮の既成水利組合る例を取り、特殊法人團を造成せしめ、完全な模範米穀生産地を造成すること

(奉天)

(ホ) 國立又は公立の種子消毒所を設置すること(北安)

(ヘ) 種子配給協會の事業を強化充實し、責任ある優良種子を獲得し、計畫的に普及徹底せしめること(北安)

(ト) 農家の災害負擔を軽減せしむる爲め速かに農業保險制度を確立すること(北安)

(チ) 改良農法の普及徹底せしむるため、農事指導員、技術員(實際手腕の人)を養成し各村に配置すると共に、改良農具の配給を爲すこと(北安、濱江、安東)

(リ) 開拓民の農事指導を徹底せしめ、北海道農法ブラウ農法の全面的實施を計ること(濱江)

(ヌ) 交易場運営の改善を計ること(濱江)

(ル) 穀物検査員の素質向上を計ると共に、收買方法を改善し、如何なる穀粉を問はず、指定收買人をして收買せしめ、其の穀粉に對する保管は其の收買人に責任を負はしむること(濱江)

(ヲ) 生産地に於ては從來の利己的態度を揚棄し、常に消費地域對して道義的責任ある如く指導すること(奉天)

(ワ) 生産縣と消費縣とを適宜に組合せ、危急の際は早急に應ずる様緩衝的方策を考慮すること(奉天)

(カ) 協和會分會、村公所、興農會等の幹部竝に職員の人選を嚴密にすること(興南)

(七) 畜林産培養に關するもの(北安)

(イ) 畜産資源を培養確立するため左の事項を實施すること。

畜産指導員(腕の人)を養成し各村に配置すること。

各縣に家畜防疫所設置し傳染病の全滅を期すること。

省所在地に家畜防疫に要する「血液」「ワクチン」の製造所又は保存施設をなすこと。

種牡の増配、交配所増設をなすこと。

大家畜に對し畜産保險の制度を確立すること。

(ロ) 植林を奨励し、林産資源培養のため左の事項を実施すること。

林業指導員(腕の人)を養成し各村に配置すること。

山火、野火の取締を厳にして違反者を嚴罰に處すること。

(ハ) 役畜保險を全國的規模に於いて實施し、提言補填に對し國庫補助に依り役畜使用者の負擔を軽減せしむること(牡丹江)

第二四號 中小商工業者の輔導に關する件

- 1、中小商工業者輔導に關する件(吉林)
- 2、中小商工業者轉失對策に關する件(奉天)
- 3、中小商工業者の輔導に關する件(錦州)
- 4、統制配給組織の一元化並に既存業者の保護に關する件(熱河)
- 5、中小商工業者救済對策樹立に關する件(四平)
- 6、商工業者救済に關する件(通化)
- 7、統制經濟實施圓滑化に關する件(北安)
- 8、中小商工業再編成に關する件(首都)
- 9、經濟統制に因る中小商工業者の轉業對策に關する件(間島)

理 由

從來自由主義經濟機構の下に濫立、併立しありたる中小商工業は統制經濟の強化に伴ひ經營難に陥り、廢業又は轉業の已むなきに至れるものあれ共、一般には統制の歸趨に迷ひて不安の念を懷くもの尠からざるを以て、これが輔導の具體策を樹立し、以て國民生活の不安を除去せられ度し。

辦 法

- 一、中央に於て根本方針を確立し、地方に於ける各機關及團體をして救済の具體策を講ぜしめ、轉業者に對する輔導機關を設けしめること。(吉林、首都、奉天、四平、間島、熱河)
 - 二、轉業者に對する斡旋と同時に補償の方法を講ずること(錦州、通化)
 - 三、整理統合を容易ならしむる爲め、又は轉業者の爲め資金の貸出を行ふこと(首都、間島)
 - 四、轉業に就ては農業部門並に鑛工部門に於て、特に勞働力の増大を要請せられある現狀に鑑み、右に留意し之が誘導を爲すこと(吉林、四平)
 - 五、民間に於ける既設にして、其の經營に助成を要すべきものは國家に於て積極的に活用すること(吉林)
 - 六、現在の中小商工業を綜合立地計畫に基き重要な事業は已むを得ざるも、能ふ限り民間企業を充分に活用し、其の勤勉と誠意とによる活潑なる生産並に配給の向上を図ること(吉林、首都、熱河)
 - 七、許可制度を實施して新規開業を抑制すること(吉林、錦州、四平)
 - 八、地域別に配給網の確立を図り、併せて従前の實績を參照して、現在の中小商工業者を統合理し配給を合理的ならしむ。
- 工業組合、同業組合を地域別、業種別に依り全國的に結成し、中小工業の生産力の合理的統合を図ること(首都)

九、右に依り存続する中小商工業者に對しては左記に依り之が助成育成に努むること。

(一) 生産原料其他生産資材の配給の圓滑を期すること(錦州)

(二) 國內生産原料に依る生産を奨励すること(首都)

(三) 小賣聯盟を強化し以て中小商業者の助成に資せしむること(錦州)

第二五號 商工金融機關設置に關する件

理 由

北 安 省 聯 合 協 議 會 提 出

近時特に奥地各縣に於ける中小商工業者の金融難急激に深刻化し、資金統制の強化と共に、最も低利金融の途梗塞し經營上危殆に頻せるもの尠からず、爲に極めて高率なる個人融資に據り辛うじて營業を繼續しつつある實情にあり。商工業利潤の統制されある今日、高利融資に據る營業の早晚破綻を生すべきこと言を俟たず。如斯窮狀に在る中小商工業者に對しては速かに適切なる對策樹立の要ありと信ず。

辦 法

一、望奎街、徳都街に興銀支店、若しくは出張所、或は商工金融合作社、若しくは支社を設け、中小商工業者金融に當らしむること。

二、萬一急速に右辦法實現困難なる場合は暫行的に興農合作社に商工金融業務を取扱はしむる如くすること。

三、速かに中銀支行を設置すること。

四、地場金融機關の設置を許可せられ度きこと。

第二六號 統制經濟の推進に關する件

1、生活必需物資の確保並に物價對策確立に關する件(首都)

2、統制品に對する規格制定並に適正價格に關する件(奉天)

3、生活必需品の品質向上に關する件(間島)

4、物資配給合理化に關する件(吉林)

5、配給機構及其の運営に關する件(牡丹江)

6、物資配給に關する件(黑河)

7、生活必需品配給量増加並に圓滑化に關する件(通化)

8、物資配給適正及價格の合理化並に輸送の迅速化に關する件(間島)

9、統制配給組織の一元化並に既存業者の保護に關する件(熱河)

10、統制經濟實施の圓滑化に關する件(北安)

11、經濟機構改善に關する件(奉天)

12、民食の確保並に配給に關する件(安東)

理 由

吾國現下の諸情勢に鑑み、徒らに生活の困難不便を論難するは之を慎み、進んで物資缺乏、其他凡ゆる時艱を克服し國策遂行に寄與し、以て高度國防國家體勢の樹立に邁進する國民の義務なりと信するも、過去の實績に徴し之が合理的運營を期するに於ては唯に國民生活を安固ならしめ、社會不安を除去し得るのみならず、民力を培養し國民總力を能率的且つ強靱に結集し

得るものと思料せらる。

此の事もより自覚ある國民の愛國的實踐に待つべきもの多々ありとするも、亦一面政府並に關係機關に於て左記諸點に關し善處するに於ては、之が遂行を圓滑且つ效果的に爲し得るものと信ぜらるるに付特に配慮を煩し度し。

一、統制計畫の樹立

統制計畫は過去の實績に鑑み、統制機構、生産統制、配給統制に就き充分なる検討を加へ、特に統制機構の整備に付きては一層の研究を累ね、総合的、有機的運營及各機關の調整統合に依り統一ある強力なる統制實施に留意計畫の要あり。

二、統制機構の整備

(一) 現行統制機構は諸種の機關に分化せられ過ぐるため、総合的、統一的運營を缺き、指導、監督、取締、不徹底なる憾みあり。

(二) 各級整備委員會の組織運營に付き一層の考慮を要す。

(三) 取締機關の整備、特に經濟警察を擴充強化すると共に、經濟警察官の素質向上に善處し取締を徹底する要あり。

三、生産關係に就いて

物資不足、價格高騰を奇貨とし、粗悪品を亂造、不法利得を策る者あるを以て次の諸點に留意善處すること。

(一) 規格制度の確立に依る統制取締

各産業部門別に規格制度を設け、品質の維持、改善に努め以て之よりする消費の輕減に配慮する要あり。

(二) 民食の加工、生産は直接民生に及ぼす影響大なるを以て合理的に統制する要あるべし。

四、物資の確保に就いて

生産材の不足は單に生産を萎縮減退せしむるのみならず、やがては増産を不可能ならしめ、消費材の極度の缺乏は民生を脅

かす結果を招來すべく、即ち必要最少限度の物資の確保は經濟統制の前提なるを以て充分なる善處を必要とす。

五、配給組織の整備

(一) 各種配給業務に任ずる統制會社、組合、或は業者多きに過ぎ繁雜にして其の運營に圓滑を缺くのみならず、之が經營に要する經費又莫大なるものあり。依つて之が調整統合に依り合理化する要あり。

(二) 配給業務に任ずる統制會社、組合、或は業者中には業務運營の知識乏しく、技術不熟練の者あるため種々の缺陷を有するものあり。特に之が改善を要す。

(三) 東北滿に於て生必會社は輸入聯盟と別個に對日依存物資の輸入を爲し居れども技術不熟練の爲め

(1) 粗悪品を高價に輸入する傾向あること。

(2) 必需品の輸入困難しつあること。

(3) 物資の仕入實需に適せざる場合あること。

其の結果は賣行悪しき爲め、抱合等に依り之を販賣する等の事ある等缺陷甚だしきものあり、改善の要あり。

(三) 配給業務に従事する會社、組合、業者中に該業務の重要性に對する認識を缺き、又は無自覺なる者あるため配給を不圓滑又は不公平ならしむ等種々の弊害を醸し居るものあり、之に對し適切訓練、指導、監督、取締を加ふる要あり。

六、配給の圓滑化に就いて

(一) 配給量に就いて

配給數量基準決定に就きては單に從來の實績、或は人口割等に依ることなく、地方の特殊事情(地域的、交通上、生産力、氣候急激なる人口増加に依る需用の増大、業種に依る特需)等を考慮の上決定する要あり。

(1) 黒河、北安、牡丹江、通化の如く僻間の地にして交通不便、又は地場生産力貧弱なる爲め、物資の不足甚だしき地

方に就いては之を特に考慮する要あり。

(2) 黒河の如く自然的條件(氣候)より、特殊物資の需用を多量に必要とせらるる地域に就いては之れを考慮する要あり。

(3) 通化の如く重工業開發に依り労働者の増加急激なる地方に就いては、之に對し配慮せられある如くなるも、尙其の實需に副はざるものあるため物資の缺乏を告げ居るを以て配慮の要あり。

(4) 黒河及熱河は國境地帯たるの重要性に鑑み、政治的にもこの種問題に善處し、國民生活を安定せしめ、以て國防國家體制の急速なる確立を期する要あり。

(5) 労働者、農民は労働激しきため、之に要する必需物資の供給に就きては、之等需用の實情を考慮し配給量を決定する要あり。

右は延いては増産計畫にも影響する所あるを以て此の點留意の要あり。

(6) 從來の實績は今日の如き實情に非ざる時代の實績にして、全國的規模に於て之が規制を加へ、以て民生を安んじ、國家經濟の堅實を期せんとする今日に於ては、之にのみ依り配給量を決定するが如きは配給の不均衡、偏在を招來する懼れあるを以て右に付き特に研究配慮を要す。

(7) 配給の實情に徴するに一般に都市偏倚の嫌ひあるを以て之が是正を考慮する要あり。

(二) 配給の迅速化と時季に就いて

(1) 時季に應ぜざる配給又は遅延停滞は配給を不圓滑ならしめ、實需に即し得ざるを以て配慮を要す。

(三) 價格に就いて

(1) 確固不動の綜合的物價對策を樹立し、公定價格、停止價格の維持に就き特に考慮を拂ひ、取締監督を嚴にし價格の

正に努力を要す。

(2) 配給機構に於ける段階性と物價政策、段階性と整備効率の關係に就き實狀に即したる方策の樹立を要す。

(3) 停止價格を實施せられたる物資中には適正と首肯し難きものあるを以て再検討を加へ是正するを要す。

(4) 東滿四省に於ては、從來北鮮ルート經由にて對日依存、物資の輸入を爲したる爲め、他地方に比し其の物價著しく低廉なりし處、統制經濟施行後大連經由に變更せられたる爲め、以前に比し著しく高價となれり。低物價政策の遂行を企圖されつゝある今日甚だ遺憾なり。右に就き善處を要す。

(5) 交通不便なる僻地の物價は多額なる運賃、破損、目減等に依る損失を販賣價格に加算せらるゝ爲め、鐵道沿線に比し五割以上の高價を示す所あり。右に就き合理的なる方法を考究善處の要あり。

(6) 輸入物資の價格公定に就ては物資の確保に充分なる考慮を拂ひ、之を決定する要あり。

(7) 滿洲並に關東州との價格の不均衡は物資の確保、流通、相互の價格の維持に影響する所甚大なるものあるを以て善處を要す。

辦 法

一、統制計畫の樹立

生産、配給、消費の各部門に亘り機構、統制、運営に検討を加へ脈絡ある綜合的、合理的計畫を樹立すること(黒河)

二、統制機構の整備強化

(一) 統制機構の綜合的運営を期すると共に指導、監督、取締の徹底を期すること(奉天、熱河、首都)

(二) 各級整備委員會の組織、運営に一段の工夫を加へ、效果的なる機能發揮に努むること(吉林)

(三) 取締關の整備並に取締の徹底。

- (1) 取締機關の整備、特に經濟警察を擴充強化すると共に、經濟警察官の素質向上を期すること。
 - (2) 取締は嚴罰主義を取り、惡質なる犯罪者には現行法規の改正をなし重刑を科すること(北安、首都)
- 三、生産關係に就いて

- (一) 規格制度を設け、品質の改善、維持に努むること(奉天、間島)
- (二) 製造會社又は業者の事業運営に付き適切なる指導監督を加ふること(吉林、通化、北安)
- (三) 民食の加工、生産を合理的に統制すること(製米所、製粉工場の統合又は國營)(安東)
- (四) 包米粉は現在小麥代用粉として一部專賣品の取扱を爲し居るも、包米の品質上不適當なるを以て專賣品より除外し、地場消費は地場加工に廻すこと(首都)
- (五) 代用品の製造配給を爲すこと。

尙右に就いては之が品質向上を期するため、耐久試験等を実施し、落格品は市場に配給せしめざること(吉林、熱河、通化、北安、間島)

四、物資の確保に就いて

- (一) 物動計畫に眞の計畫性を持たしめ、國民の消費基礎數量を調査確定し最低限度必要量を確保すること(吉林、北安)
- (二) 政府並に各機關にては消費節約の勵行を強調すると共に、代用品の普及を圖ること(吉林)
- (三) 外國輸入物資の物價公定に就いては物資の確保を考慮し、之を決定すること(首都)
- (四) 醫療藥物及學用品に就いては特に其の重要性を考慮必要量の確保を期すること(吉林)

五、配給組織の整備

- (一) 統制會社又は中間的配給組織を整備統一し、此れが運営を合理化すること(熱河、吉林、通化、首都)

- (二) 各種組合、興農合作社等多元的配給組織を一元化すること(熱河、吉林)
- (三) 統制組合の設立運営の方策に就き左記に依り改善すること。
- (1) 實績主義に關する改善。

- (A) 實績主義と地域との相剋摩擦の除去に關し、中央、地方を通じ誠意を以て積極的に打開の途を講ずること。
- (B) 机上の實績主義に偏せず、地方事情業歴並に信用の點をも併せ考慮すること。
- (C) 綜合實績の限定と單一實績との限定とを併用するが如き制度を採り、綜合實績主義にのみよる現行制度を改善する。

- (D) 實績主義に基く業界整理の責任の所在を明かにし、以て被淘汰者に対する對策の徹底を期すること。
- (2) 經費に關する改善

- (A) 組合出資金、信認金其の他の組合員の負擔の合理化を圖ること。
- (B) 組合の事務費、事業費、會議費等に就き極力節減の方途を講ずること。
- (3) 役職員の選任並に監督に關する改善

- (A) 役職員は人格高潔にして徳望高く、時局の認識に徹底せる眞に協和精神の體得者たるものを選任すること。
- (B) 右に關し、特に中央に於て結成せらるゝ全滿に關する組合等の場合に於ては事前に一應關係地方諸機關、諸團體との連絡を計り、寸毫の過誤なき様留意すること(奉天)

- (四) 生必會社の機能及運営を再検討し、輸入技術及商品取扱上の經驗者を採用して資金繰り及商品の運轉に損耗澁滞なからしむること(牡丹江)

- (五) 配給業務に任ずる統制會社、組合、或は業者中の従事員の採用に當りては知識の素質等に留意し、適正を期すると共

に訓練、指導に依り素質の向上を期すること（北安）

六、配給の圓滑化に就いて

(一) 配給數量に就て

(1) 僻間の地域又は交通不便なる地域に對する配給量の適正

黒河、北安、牡丹江、通化等僻間の地にして且つ交通機關不便なる地域に對しては特に考慮を加へ、配給量決定を適正ならしむること（黒河、北安、牡丹江、通化）

(2) 地場生産力を考慮せる配給量の適正化

黒河、北安、通化等の如く地場生産力貧弱なる地域に對しては、之を考慮配給量決定を適正ならしむること（黒河、北安、通化）

(3) 自然的條件を考慮せる配給量の適正化

黒河の如く自然的條件（氣候）の關係より、特殊物資の多量なる需用を必要とする地域に就ては之を考慮配給量の決定を適正ならしむること（黒河）

(4) 急激なる需用増を考慮せる配給量の適正化

通化、牡丹江の如く急速なる重工業の開發、其の他の事由により労働者募集し、需用増をなし居る地域に就ては之を考慮配給量の決定を適正ならしむること（通化、牡丹江）

(5) 特殊地帯を考慮せる配給量の決定

黒河、熱河の如く國境地帯に對しては政治的にも考慮を加へ、配給量を決定すること（黒河、熱河）

(6) 消費實情を考慮せる配給量の適正化

労働者、農民等労働激しきため特定物資の需用、他に比し多量なる者に就て特に考慮を加へ、消費實情に即する如く配給量の適正なる決定をなすこと（通化）

(7) 従來の實績は一應參考に止め、之に偏する事なく飽く迄實情に即する如く考慮すること（北安）

(8) 現行配給は都市偏倚の嫌ひあるを以て是正せらるべきこと（北安）

(9) 豆油、小麦粉、石油に就ては一人一ヶ月最低の適正なる配給量を決定し、家族數に應じ配給すること（通化）

(10) 醫療藥物及學用品の必要量の配給

醫療及び學用品は其の重要性に鑑み、必要量の配給を期すること（吉林）

(二) 配給迅速化と時期に就て

配給の迅速と時季に應ずる配給に付き特に考慮を拂ひ、配給の圓滑と實需に即する如く善處すること。

(三) 價格に就て

1、綜合的價格對策の樹立と價格維持

綜合的物價對策を樹立し、價格の適正を期すると共に、公定價格停止價格の維持に努むること（奉天、間島、首都）

2、價格適正を期するため民間業者中より要員を簡拔し、官民協力に依る委員會を設置すること（奉天）

3、配給機構に於ける段階性と物價政策、段階性と整備効率の關係につき實情に即せる方策をとること。

4、停止價格の取扱品目中適正缺くものあるを以て是正すること（間島）

5、東滿四省の輸入ルートに従來の北鮮經由となし、圖們基準により公定價格を改正し物價の低下を圖ること（間島）

6、農村に於ては多額なる運賃、破損、目減り等を販賣價格に加算せらるる爲め、都市との價格著しく不均衡なり、之が是正を期すること（間島）

7、滿洲、關東州との間に存する價格の不均衡を排除すること（奉天）

七、其の他

- (一) 同一品目の配給は同一配給組織（會社、組合、業者）を通じ之を爲す如く考慮すること（奉天）
- (二) 行政區域と專賣管區を一致せしめ配給の合理化を計ること（吉林）
- (三) 配給通知數量と實際數量との差を現場にて補償又は賠償すること（北安）
- (四) 可能なる範圍に於て月計、年計配給推定量を發表すること（北安）
- (五) 輸送に關し鐵道局の積極的努力を求め迅速化を計ること（間島）
- (六) 中央に於てする諸物資の配給割當に付ては相當期間の餘裕を置き、全部を省に割當省をして公平適切に配給せしめること（間島）

